

第3期 千代田区子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

素案

令和7年3月

千代田区

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の目的	1
3	計画の期間	2
4	計画の位置づけ	2

第2章 区を取り巻く現状

1	人口・世帯の状況	3
2	出生の状況	8
3	就労の状況	9
4	教育・保育の状況	11
5	ニーズ調査結果の概要	13

第3章 第2期計画の振り返り

1	教育・保育の量の見込み等と実績推移	19
2	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等と実績推移	21
3	第2期計画の振り返り	23

第4章 量の見込みと確保方策

1	前提条件の整理	25
2	教育・保育の量の見込みと確保方策	29
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	38
4	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び当該教育・保育の推進に 関する体制の確保	49
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	50

第5章 区の重点課題と解決の方向性

1	教育施設（幼稚園）の今後のあり方について	51
2	保育の質の向上	52
3	今後の保育施設整備の方向性について	55

第6章 計画の推進にあたって

- 1 計画の達成状況の点検及び評価 59
- 2 計画の推進体制 59

資料編

- 1 千代田区子ども・子育て会議条例 61
- 2 令和6年度 千代田区子ども・子育て会議 委員名簿 63
- 3 計画策定の経緯 64

第 1 章

計画の概要

Ⅰ 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、共働き家庭が増加する一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由から、退職せざるを得ない状況に置かれるなど、安定した就労を継続することが困難な子育て世帯も少なからず存在しています。

こうした中、国では、令和 6 年 10 月に、児童手当の拡充をはじめとした少子化対策の強化や、財源を確保するための「支援金制度」の創設などを盛り込んだ、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行され、若年人口が急激に減少する令和 12 年以降を見据えて、子ども・子育て支援の更なる取組みの強化を図ることとしています。

区では、これまで、認可保育園や認証保育所等の保育施設を開設するなど、増え続ける保育需要に的確に対応してきました。また、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」に基づき、すべての子どもの最善の利益が実現され、子どもを産み育てることに優しく、子どもが健やかに育成される環境の確保に努めてきました。都心部に位置する本区では、これまで総人口・年少人口ともに増え続けてきましたが、近年は人口動態に変化が見られています。そのため、今後も「待機児童ゼロ」の継続は維持しながらも、教育・保育の量の確保から質の向上へ施策転換を図り、子育て世帯が安心して住むことができる魅力あるまちづくりを実現していくことが求められています。

こうしたことから、区では、令和 6 年度末に期間満了を迎える「第 2 期千代田区子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 2 期計画」という。）を継承しながら、現在の社会情勢や区のこれからの教育・保育の需要量等の見込みを勘案し、新たに令和 7 年度を初年度とする「第 3 期千代田区子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

今後は、本計画に基づき、区の子ども・子育て支援に関する施策を展開することで、更なる子育て支援の充実を図っていきます。

2 計画の目的

子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みや確保の内容、実施時期などを定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

そのため、本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、本区の今後 5 年間の教育・保育及び各地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を定めることを目的とするものです。

なお、本計画の策定にあたっては、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえることとされていることから、令和 6 年度に改定された国の基本指針を踏まえ、策定を行います。

また、上記に加えて、本計画では区の重点課題を明らかにし、解決の方向性を示します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

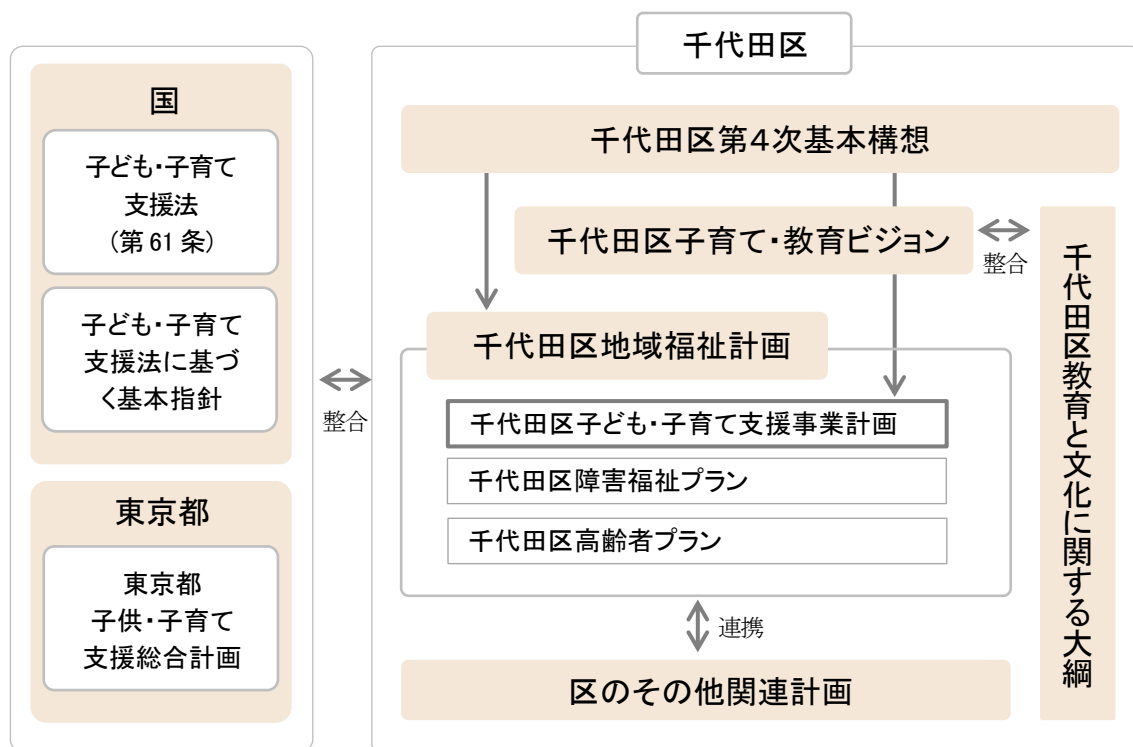
■ 計画期間について



4 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「千代田区第4次基本構想」や「千代田区子育て・教育ビジョン」及び「千代田区地域福祉計画2022」を上位計画とし、区のその他関連計画との連携・整合を図りつつ策定を行います。

■ 計画の位置づけについて



第2章

区を取り巻く現状

I 人口・世帯の状況

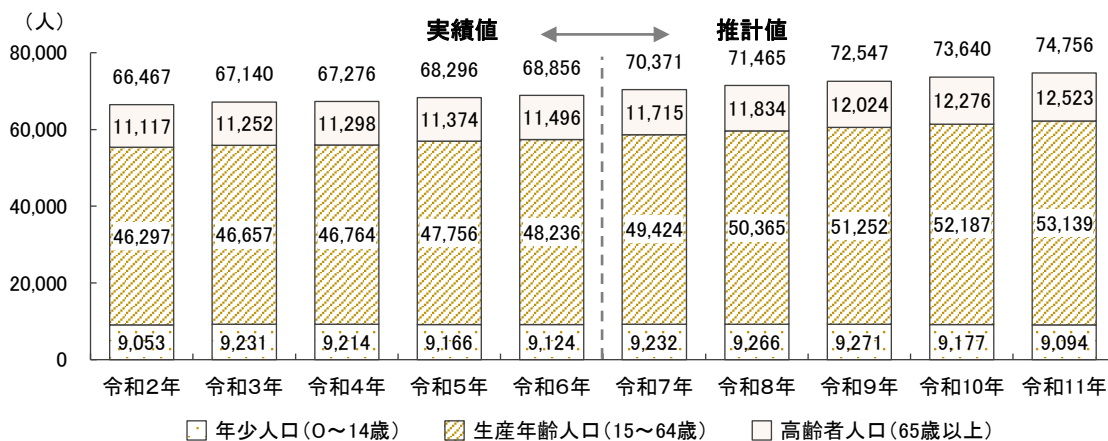
(1) 総人口・3区分人口の推移・推計

本区の総人口は増加傾向にあり、令和6年4月1日現在で68,856人となっています。

また、将来推計によると、総人口は今後も増加し続け、令和11年4月1日時点で74,756人となることが予測されています。

年齢3区分人口をみると、高齢者人口と生産年齢人口が増加し続けるのに対し、年少人口は増減を繰り返しながら、概ね9,100人～9,300人前後で推移することが予測されています。

■ 総人口・3区分人口の推移・推計

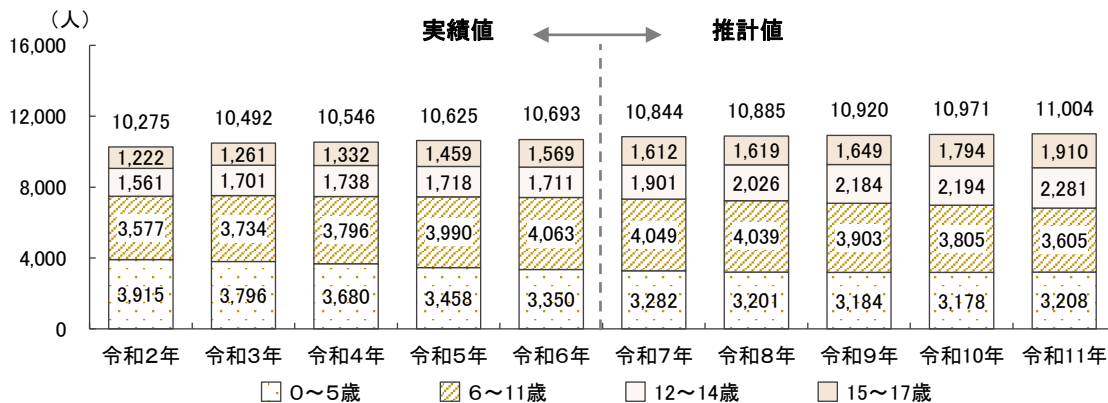


資料：住民基本台帳（各年4月1日）※推計は住民基本台帳をもとにコーホート要因法を用いて算定

(2) 子ども人口の推移・推計

本区の0歳～17歳までの子どもの人口の推移・推計をみると、全体では若干の増加傾向にあり、令和11年には11,000人を超えることが予測されています。0～5歳人口は、概ね減少傾向にありますが、令和11年には増加に転じる予測となっています。

■ 子ども人口の推移・推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日）※推計は住民基本台帳をもとにコーホート要因法を用いて算定

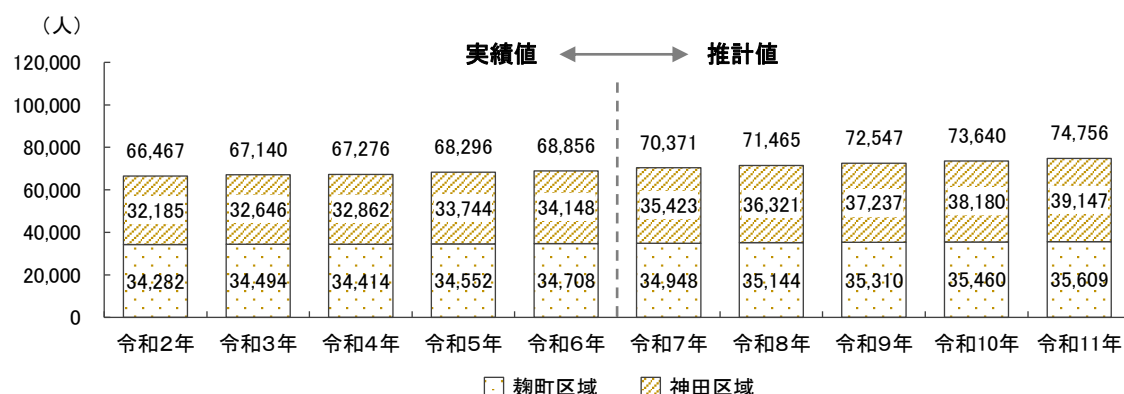
(3) 地域別人口の推移・推計

区内の地域別人口の推移をみると、麴町区域・神田区域ともに増加傾向であり、令和6年4月1日現在で麴町区域が34,708人、神田区域が34,148人となっています。

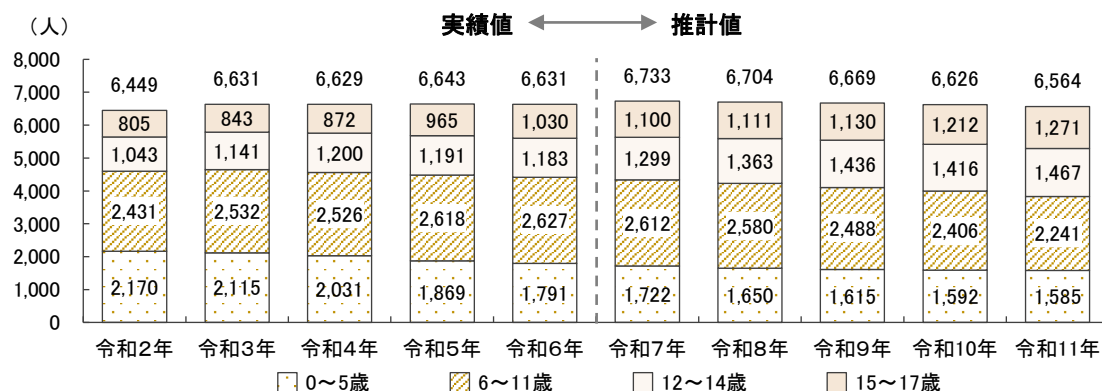
また、将来推計によると、両区域ともに今後も増加し続け、令和11年4月1日時点で麴町区域が35,609人、神田区域が39,147人となることが予測されています。

令和6年4月1日時点で子ども人口は、麴町区域が神田区域に比べて約2,600人多くなっていますが、今後、0～5歳人口は、麴町区域では減少傾向、神田区域では増加傾向となっています。

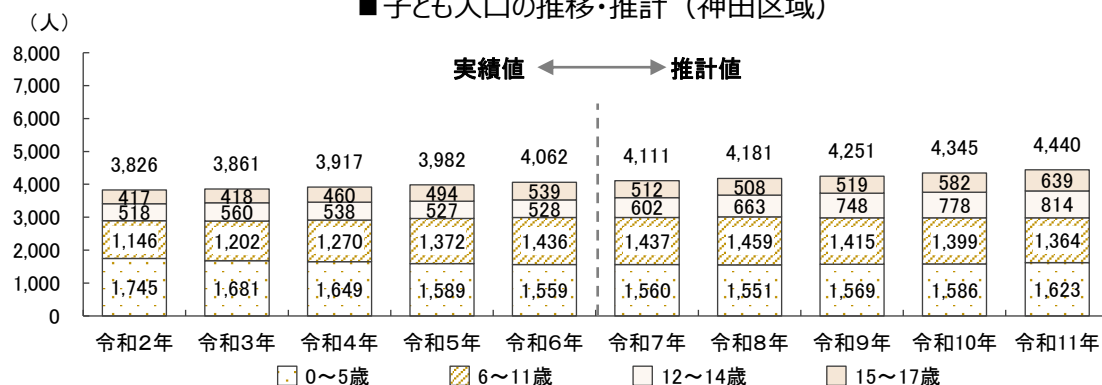
■ 地域別人口の推移・推計



■ 子ども人口の推移・推計（麴町区域）



■ 子ども人口の推移・推計（神田区域）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）※推計は住民基本台帳をもとにコーホート要因法を用いて算定

(参考) 就学前児童、小学生の年齢別児童数の推移・推計

■ 区全体

	実績値 ←					→ 推計値				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	666	606	591	553	548	558	564	571	579	589
1歳	617	631	580	565	543	534	539	543	550	558
2歳	631	609	602	548	551	518	518	522	526	531
3歳	712	615	602	603	529	540	511	511	516	519
4歳	617	706	605	586	590	534	531	502	502	506
5歳	672	629	700	603	589	598	538	535	505	505
6歳	653	700	657	721	633	621	627	564	558	528
7歳	658	661	689	658	712	629	622	627	563	558
8歳	569	656	655	703	657	730	636	629	635	570
9歳	548	568	663	656	726	672	737	641	635	641
10歳	576	560	561	668	659	716	679	744	648	640
11歳	573	589	571	584	676	681	738	698	766	668
合計	7,492	7,530	7,476	7,448	7,413	7,331	7,240	7,087	6,983	6,813

■ 麹町区域

	実績値 ←					→ 推計値				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	309	292	280	253	253	251	250	247	245	245
1歳	340	319	297	274	270	260	258	256	254	252
2歳	333	355	320	290	273	264	264	262	260	258
3歳	410	341	359	339	290	287	272	272	271	269
4歳	373	420	346	363	340	305	292	277	277	276
5歳	405	388	429	350	365	355	314	301	285	285
6歳	434	441	415	470	393	408	390	345	330	313
7歳	443	447	435	418	465	385	412	393	348	333
8歳	391	445	442	443	414	481	391	418	400	354
9歳	377	394	452	439	456	430	487	395	423	404
10歳	398	390	388	453	440	452	434	491	399	426
11歳	388	415	394	395	459	456	466	446	506	411
合計	4,601	4,647	4,557	4,487	4,418	4,334	4,230	4,103	3,998	3,826

■ 神田区域

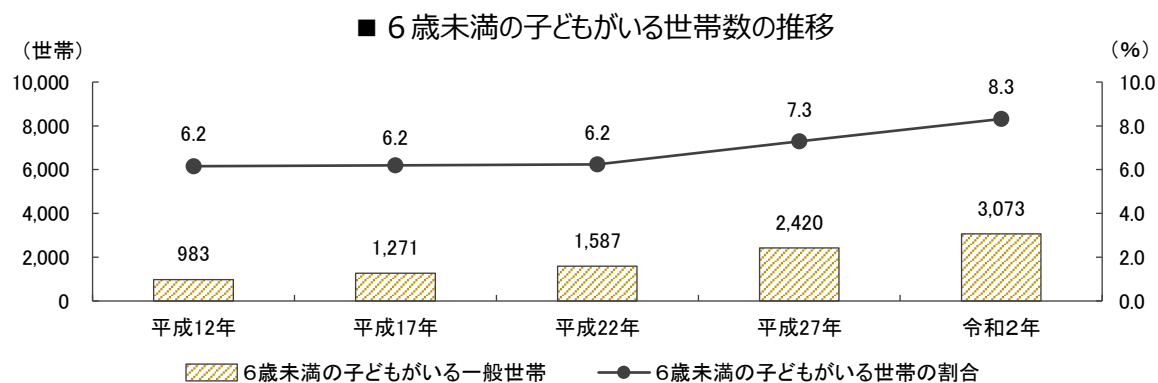
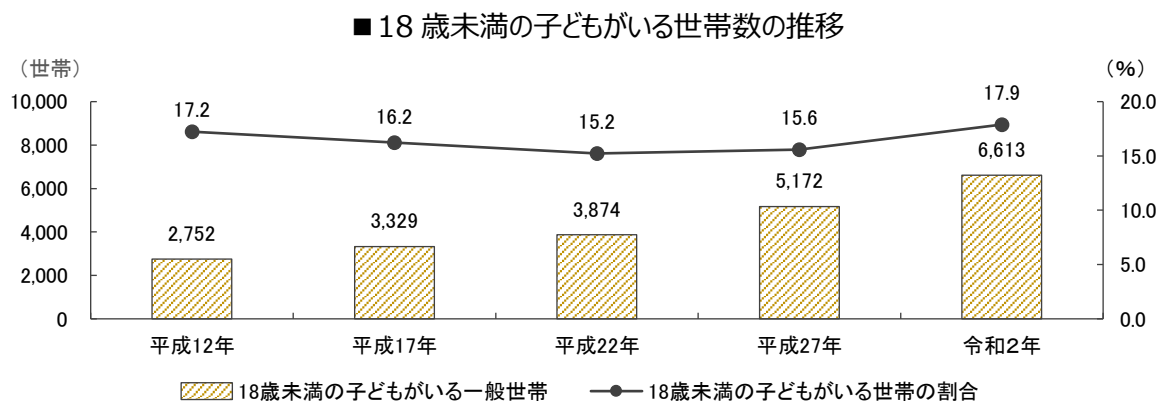
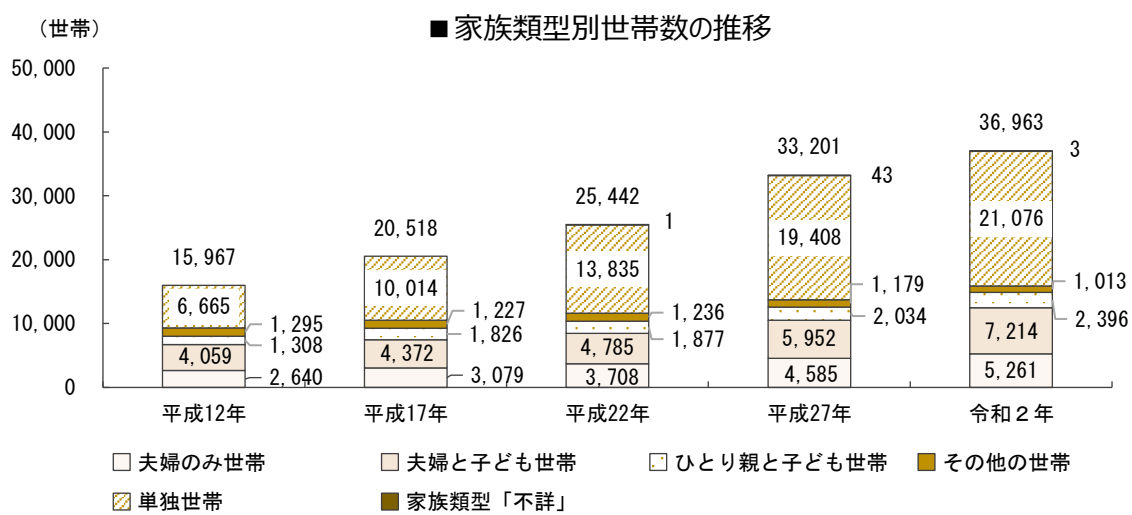
	実績値 ←					→ 推計値				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	357	314	311	300	295	307	314	324	334	344
1歳	277	312	283	291	273	274	281	287	296	306
2歳	298	254	282	258	278	254	254	260	266	273
3歳	302	274	243	264	239	253	239	239	245	250
4歳	244	286	259	223	250	229	239	225	225	230
5歳	267	241	271	253	224	243	224	234	220	220
6歳	219	259	242	251	240	213	237	219	228	215
7歳	215	214	254	240	247	244	210	234	215	225
8歳	178	211	213	260	243	249	245	211	235	216
9歳	171	174	211	217	270	242	250	246	212	237
10歳	178	170	173	215	219	264	245	253	249	214
11歳	185	174	177	189	217	225	272	252	260	257
合計	2,891	2,883	2,919	2,961	2,995	2,997	3,010	2,984	2,985	2,987

資料：住民基本台帳（各年4月1日）※推計は住民基本台帳をもとにコーホート要因法を用いて算定

(4) 世帯数の推移

区内居住者の家族類型別世帯数をみると、単独世帯が最も多く、次いで夫婦と子ども世帯が多くなっています。ひとり親と子ども世帯は、増加傾向にあるものの、全世帯に占める割合は減少しており、令和2年時点で約6.5%となっています。

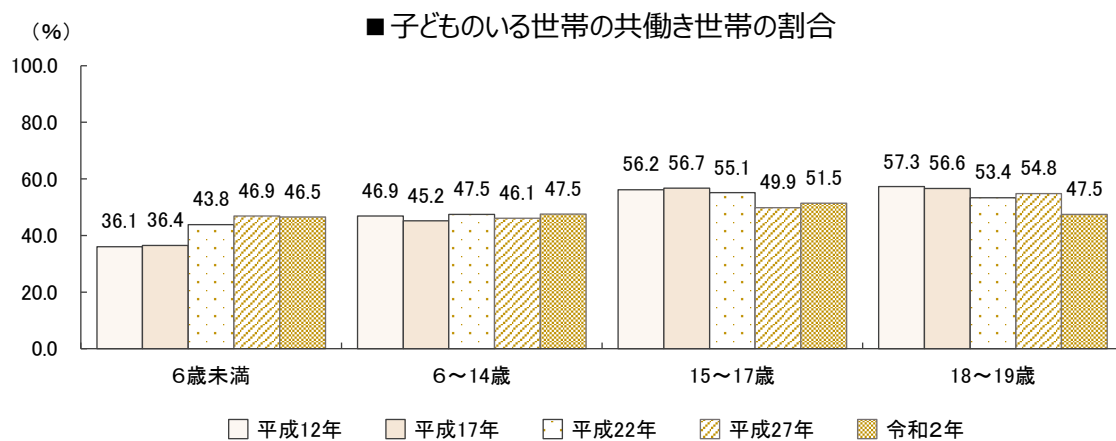
また、18歳未満及び6歳未満の子どもがいる世帯数は、いずれも増加し続けており、令和2年時点で、全世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は17.9%、6歳未満の子どもがいる世帯の割合は8.3%となっています。



資料：国勢調査

(5) 共働き世帯の推移

子どものいる世帯のうち、概ね半数の世帯は共働き世帯となっています。特に、6歳未満の子どものいる世帯では、平成22年以降、増加割合が大きく平成12年と令和2年を比べると、10.4ポイント増加しています。

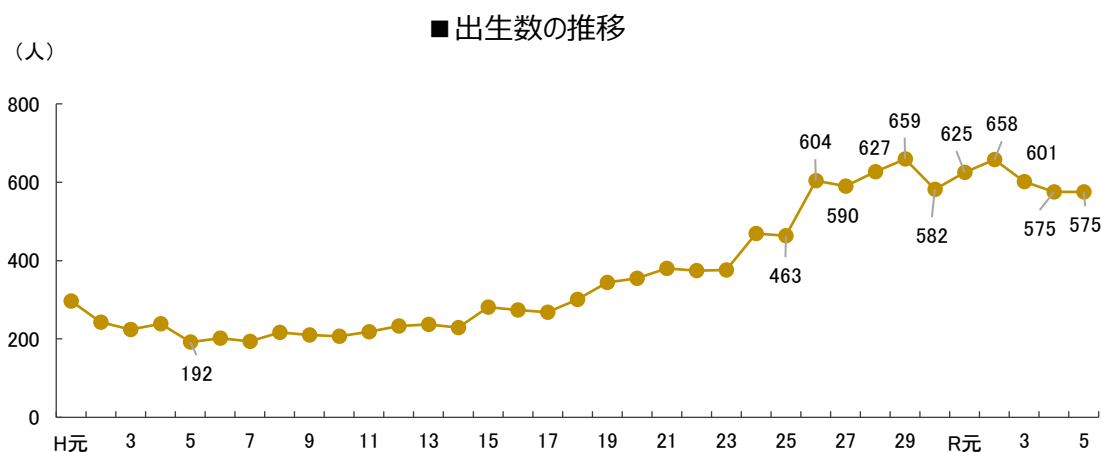


2 出生の状況

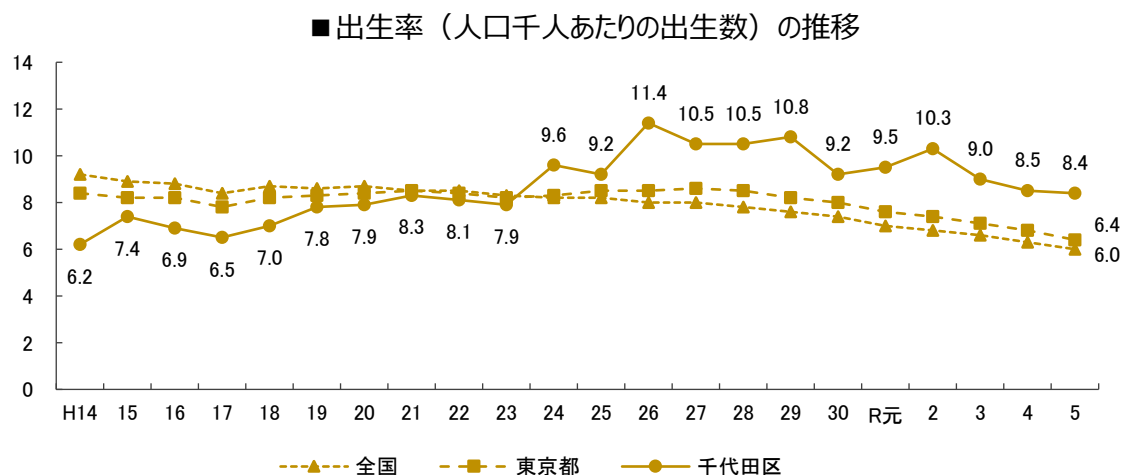
(1) 出生数の推移

平成元年以降の出生数の推移をみると、平成元年から平成5年にかけては減少傾向でしたが、平成6年以降、徐々に増加し始め、平成24年以降は、増減を繰り返しながら大きく増加しています。

また、本区の出生率の推移をみると、平成23年までは全国及び東京都よりも低い水準で推移していましたが、平成24年に全国及び東京都よりも高い水準となったのち、平成26年以降は増減を繰り返し、全国及び東京都と同様に減少傾向が続いています。



資料：人口動態統計

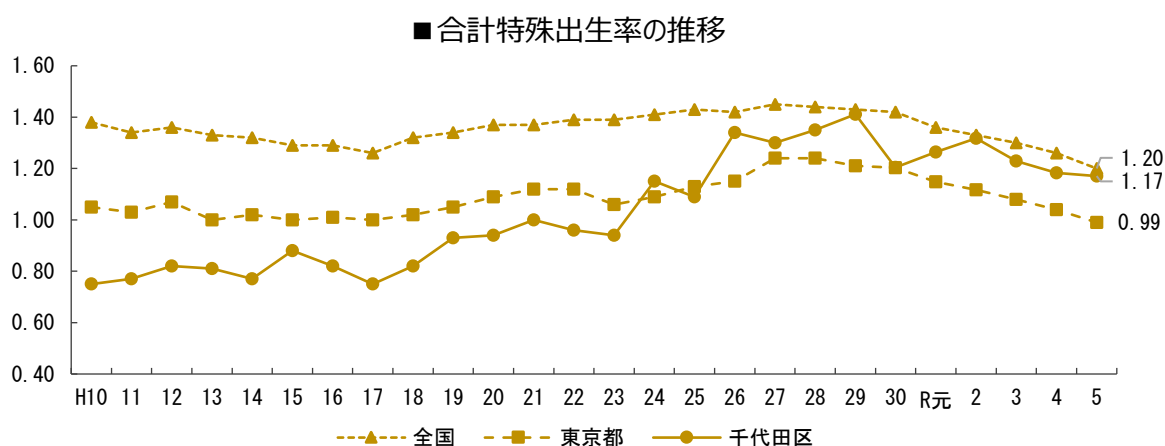


資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

本区の合計特殊出生率は、平成 17 年に 0.75 まで落ち込みましたが、その後回復傾向にあり、令和 5 年時点では 1.17 となっています。

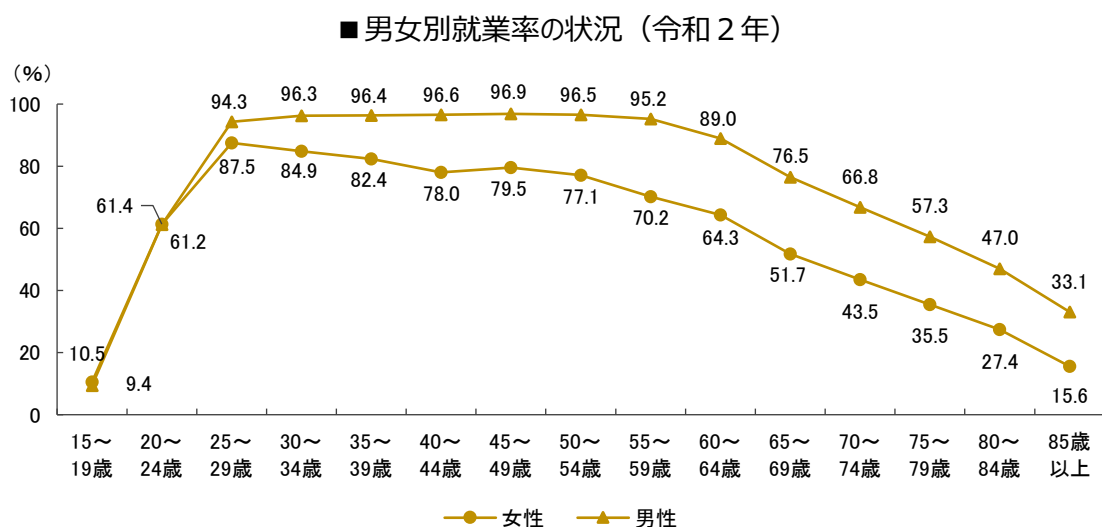
全国及び東京都と比べると、平成 23 年までは全国及び東京都よりも低い水準で推移していましたが、平成 24 年以降は、増減を繰り返しながら、東京都よりも高い水準で推移しています。



3 就労の状況

(1) 男女別就業率の状況

令和 2 年の男女別の就業率をみると、24 歳までは女性の就業率が高くなっているものの、25 歳以降は男性の就業率が高くなっています。年齢別でみると、男性は 45～49 歳が 96.9%と最も高く、女性は、25～29 歳が 87.5%と最も高くなっています。また、女性の就業率では、25～29 歳をピークに就業率は減少しています。



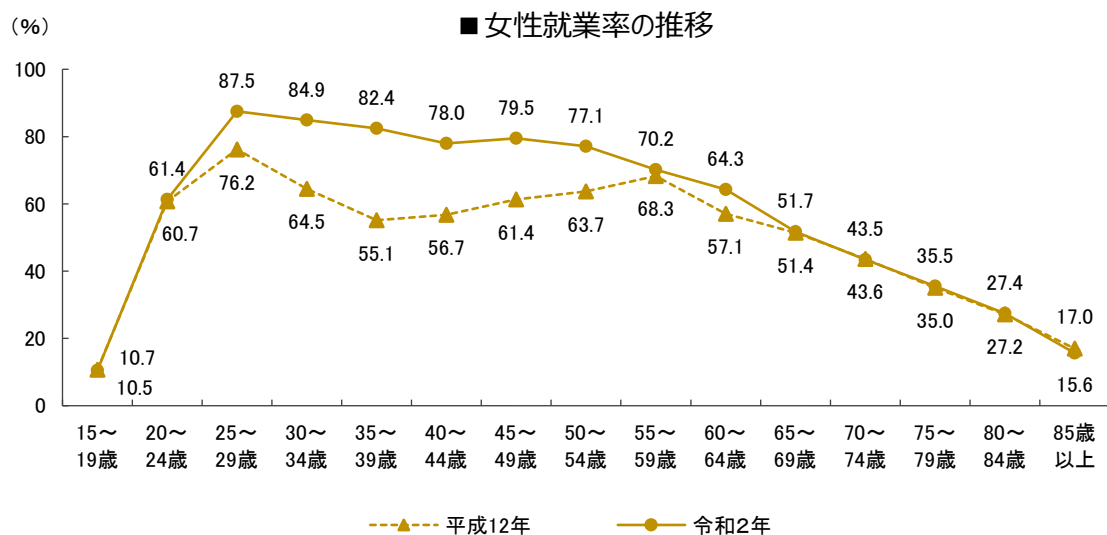
※不詳補完値による。

資料：国勢調査（各 10 月 1 日）

※不詳補完値とは、集計結果に含まれる「不詳」を按分等によって補完した数値（総務省公表値）

(2) 女性就業率の推移

女性の就業率を平成 12 年と比べると、令和 2 年の就業率は 25～54 歳の年代で概ね高くなっています。また、平成 12 年のグラフでは、結婚・出産を伴う年代での数値の低下（M 型カーブ）が見られますが、令和 2 年ではカーブが緩やかになっています。



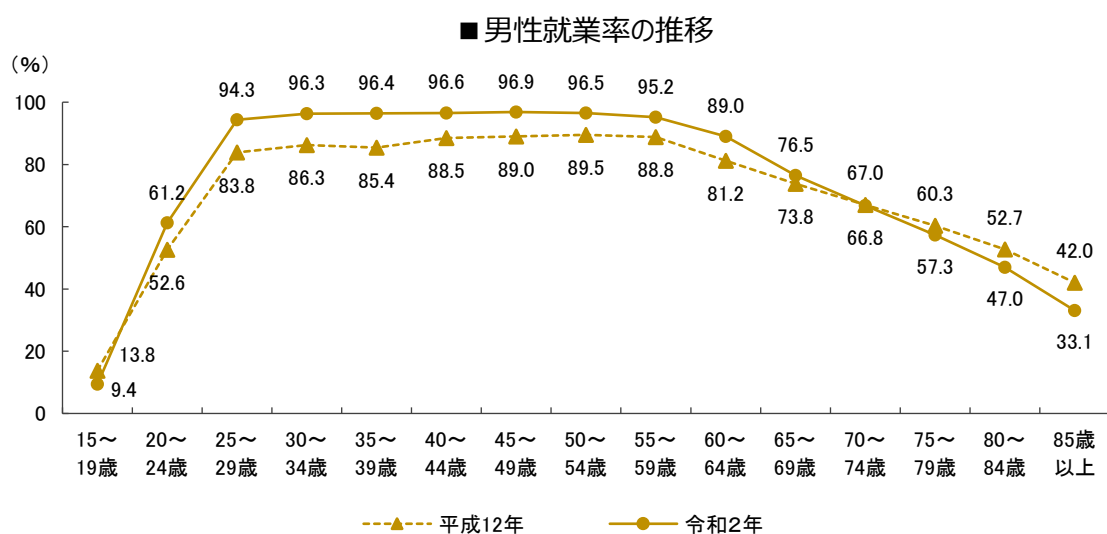
※令和 2 年については、不詳補完値による。

資料：国勢調査（各 10 月 1 日）

※不詳補完値とは、集計結果に含まれる「不詳」を按分等によって補完した数値（総務省公表値）

(3) 男性就業率の推移

男性の就業率を平成 12 年と比べると、令和 2 年の就業率は 20～70 歳の年代では高くなっていますが、70～74 歳以降では低くなっています。



※令和 2 年については、不詳補完値による。

資料：国勢調査（各 10 月 1 日）

※不詳補完値とは、集計結果に含まれる「不詳」を按分等によって補完した数値（総務省公表値）

4 教育・保育の状況

(1) 保育園・こども園等

区内には、現在、認可保育園やこども園、認証保育所など、区が運営を行っているまたは運営支援を行っている保育施設や事業が 50 あります。区はこれまで待機児童対策として私立認可保育園を中心に保育施設の整備を進めてきましたが、令和 2 年以降は就学前人口が減少しており、家庭的保育事業や認証保育所などの比較的小規模な保育施設で閉所する施設が出ています。

■ 保育園・こども園等施設数の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
区立保育園 () 内は区立こども園	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)	6 (2)
私立保育園・こども園	5	6	8	9	12	16	18	18	18	19
私立認可保育園	5	5	7	8	11	15	17	17	17	18
私立認定こども園	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1
区補助対象保育室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
認証保育所・ 区緊急保育施設	10	11	11	11	11	11	10	9	9	9
認証保育所	10	10	10	10	10	10	9	8	8	8
区緊急保育施設	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域型保育事業	4	5	7	8	11	12	12	11	10	10
家庭的保育事業	2	2	2	2	2	2	2	1	-	-
小規模保育事業	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1
事業所内保育事業	1	1	1	2	4	5	5	5	5	5
居宅訪問型保育事業	1	2	3	3	4	4	4	4	4	4
幼保一体施設内保育園	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
区立幼稚園（長時間課程）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

資料：千代田区行政基礎資料集（各年 4 月 1 日）

(2) 幼稚園

幼稚園は現在 12 園あり、区立幼稚園はすべて区立小学校に併設されています。

■ 幼稚園数の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
区立幼稚園 () 内は区立こども園	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)	8 (2)
私立幼稚園	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

資料：学校基本調査報告（各年 5 月 1 日）

(3) 小学校・中学校・高等学校等

小学校は、区立小学校 8 校、私立小学校 3 校の計 11 校あります。また、中学校は、区立中学校及び中等教育学校が 3 校、私立中学校が 12 校あります。高等学校は、公立・私立併せて 18 校あります。

■ 小学校・中学校・中等教育学校・高等学校数の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
区立学校	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
区立小学校	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
区立中学校及び中等 教育学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
私立小学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
私立中学校	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
公・私立高等学校	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
公立	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
私立	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16

資料：学校基本調査報告（各年 5 月 1 日）

(4) 児童館

児童館は、現在 6 館あり、区立児童館が 4 館、民営児童館が 2 館あります。

■ 児童館数の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
児童館	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
区立児童館	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
民営児童館	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

資料：千代田区行政基礎資料集（各年 4 月 1 日）

(5) 学童クラブ

学童クラブは、現在 24 クラブあり、そのうち、区立学童クラブは 4 クラブで、いずれも区立の児童センターや児童館に併設されています。また、民営学童クラブは 20 クラブあり、そのうち、7 クラブが学校内に設置されているほか、9 クラブが夜間延長保育を実施しています。

■ 学童クラブ数の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
学童クラブ	16	17	18	19	22	22	24	24	24	24
区立学童クラブ	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
民営学童クラブ	12	13	14	15	18	18	20	20	20	20

資料：子ども部児童・家庭支援センター（各年 5 月 1 日）

5 ニーズ調査結果の概要

本計画を策定するにあたり、令和6年1月から2月にかけて、区民の子育てに関する現状やニーズを把握することを目的とした「区民ニーズ調査」を実施しました。

調査・結果の概要は、以下のとおりです。

(1) 調査の概要

①調査対象者

令和5年12月1日時点で区内に住所を有する小学生までの全児童の保護者

②回収状況

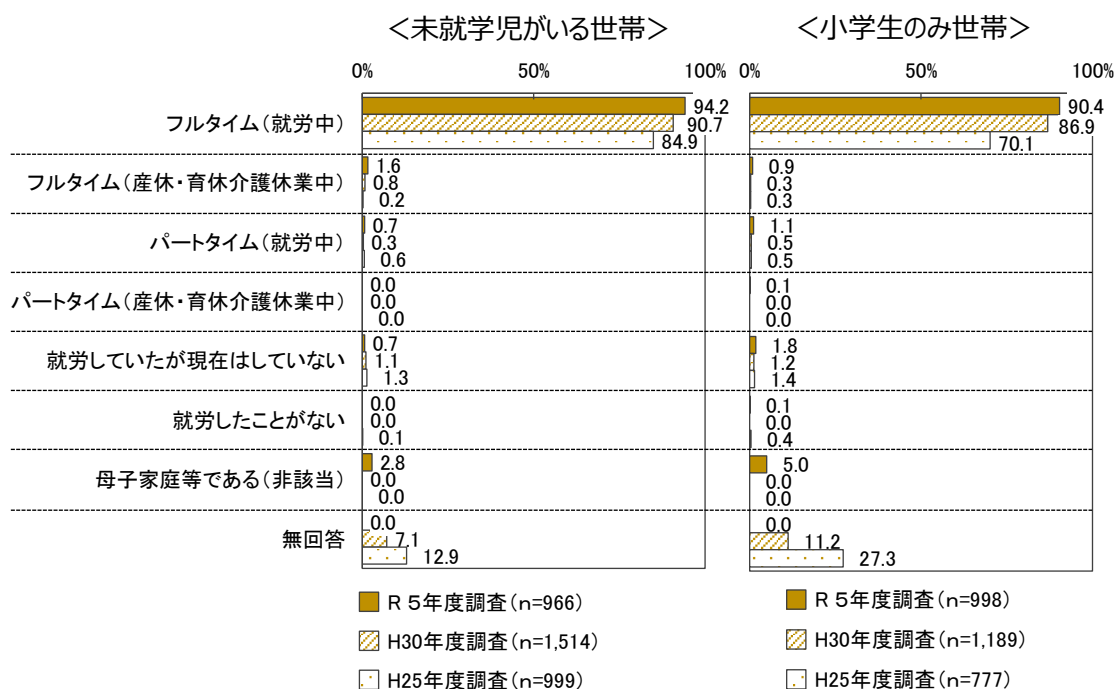
	対象者数	回収数	回収率
就学前児童のみの保護者	2,111	685	32.4%
小学生児童のみの保護者	2,289	717	31.3%
就学前児童および小学生児童の保護者	911	281	30.8%
合 計	5,311	1,683	31.7%

(2) 結果の概要

①就労の状況

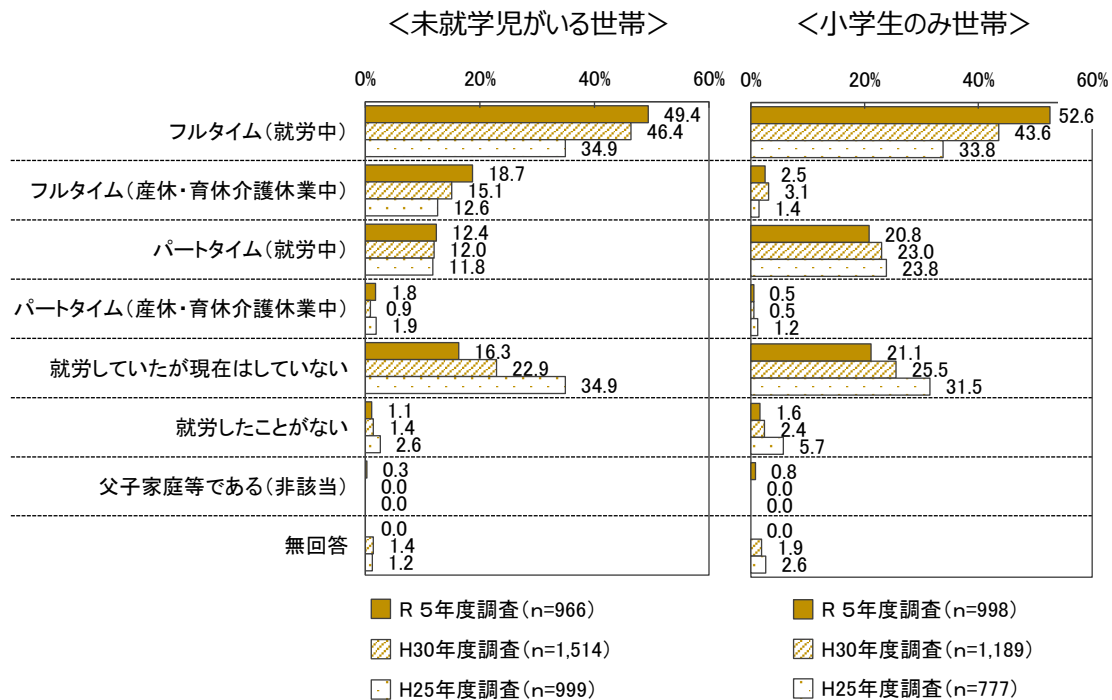
父親の就労状況では、未就学児がいる世帯、小学生のみ世帯ともにフルタイム（就労中）が大半を占めています。

■父親の就労状況



また、母親の就労状況を見ても、近年、フルタイム（就労中）の割合が増加しており、フルタイムでの共働き世帯が多くなってきていることがわかります。

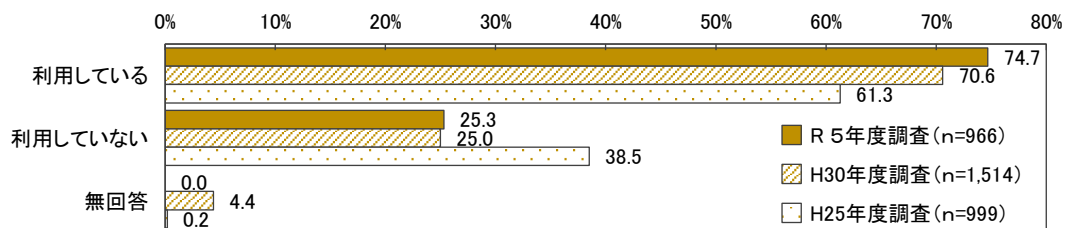
■ 母親の就労状況



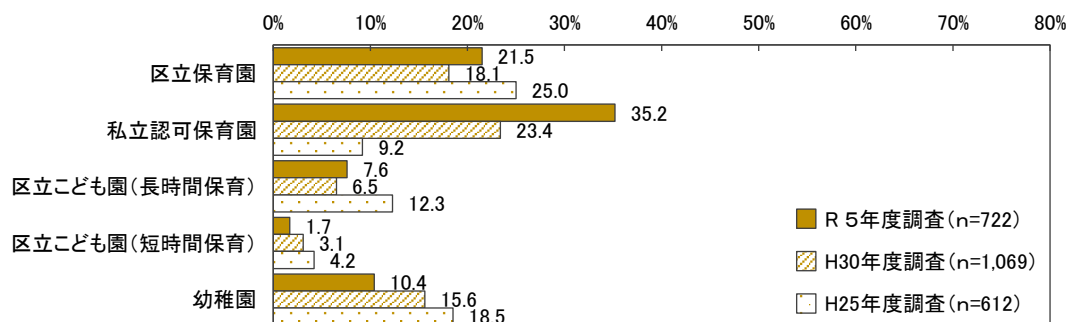
② 教育・保育施設・事業の利用状況

教育・保育施設・事業の利用状況では、「利用している」が7割を超えており、平成25年度から13.4ポイント上昇しています。また、定期的に利用している施設・事業では、私立認可保育園の割合が増加し、幼稚園や区立こども園（長時間保育）の利用が減少しています。

■ 教育・保育施設・事業の利用状況

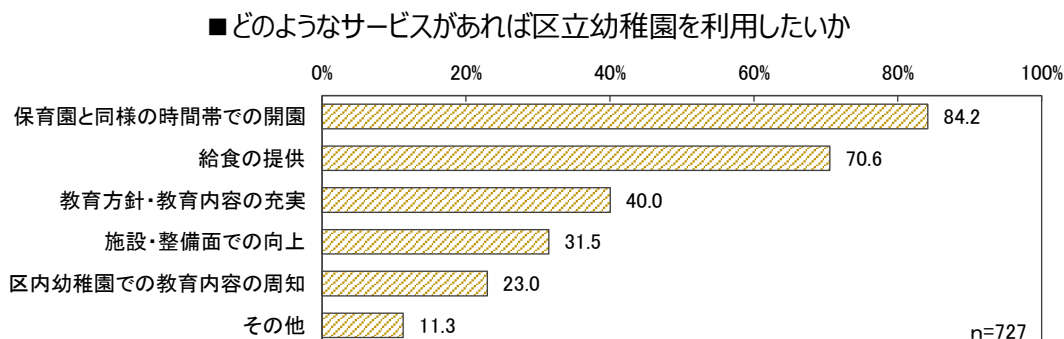


■ 定期的に利用している施設・事業（※一部抜粋）



③区立幼稚園に求められているサービス

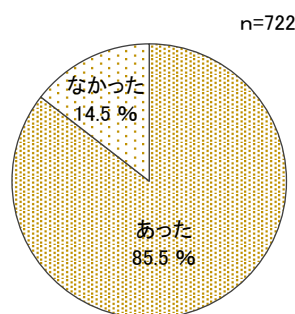
区立幼稚園を利用していない保護者に対して行った「どのようなサービスがあれば区立幼稚園を利用したいか」という設問では、「保育園と同様の時間帯での開園」、「給食の提供」、次いで「教育方針・教育内容の充実」の順に割合が高くなっています。



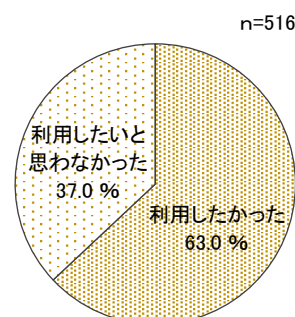
④病児・病後児保育の利用希望

幼稚園や保育所等を利用している保護者のうち、8割以上の方が「お子さんの病気やケガで保育園や幼稚園等が利用できなかったことがある」と回答されています。また、その際に、母親または父親が仕事を休んで対応した方の割合が高くなっていますが、そのうち、「できれば病児・病後児保育施設を利用したかった」と考えている方が6割以上となっています。

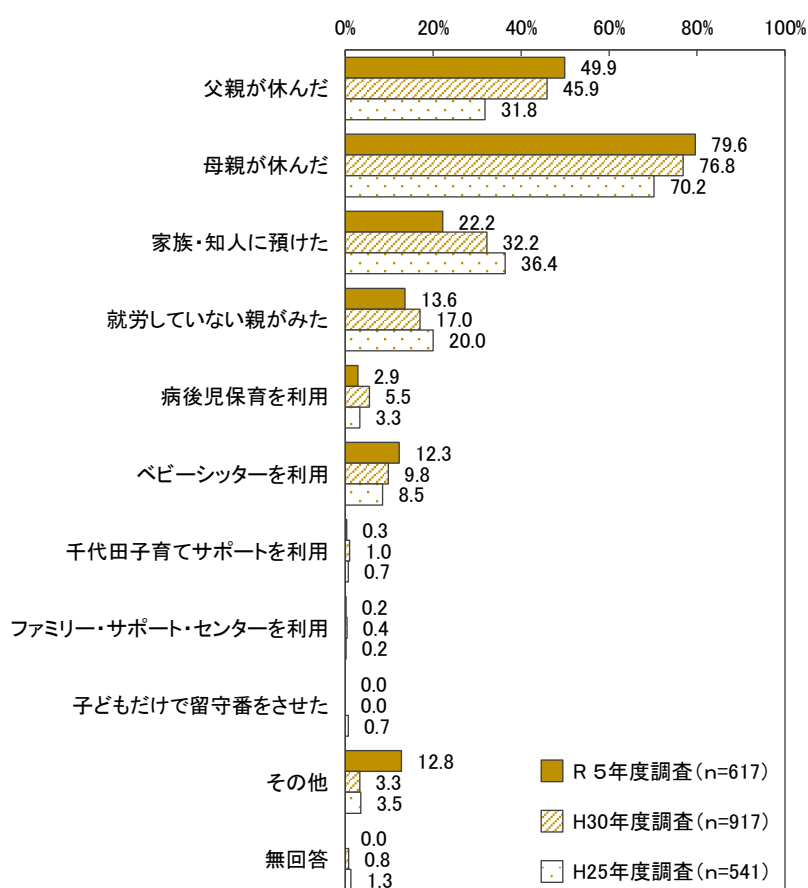
■ 1年間で、病気やケガで保育園などに通えなかったこと



■ 病児・病後児のための保育サービスを利用したかったか



■ 病気やケガで保育園などが利用できなかったときの対応

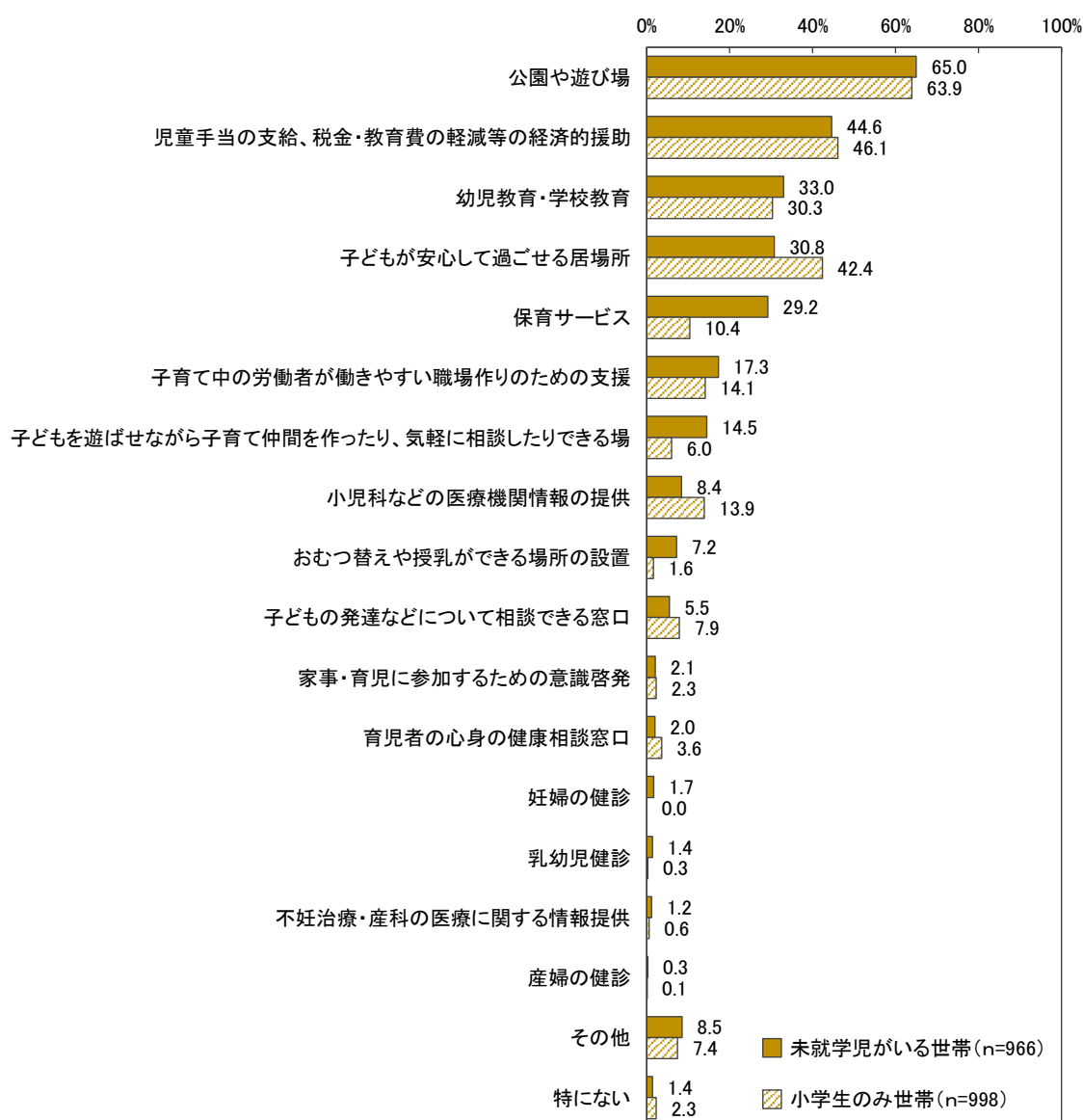


⑤ 充実してほしい子育て支援サービス、保育サービスについて

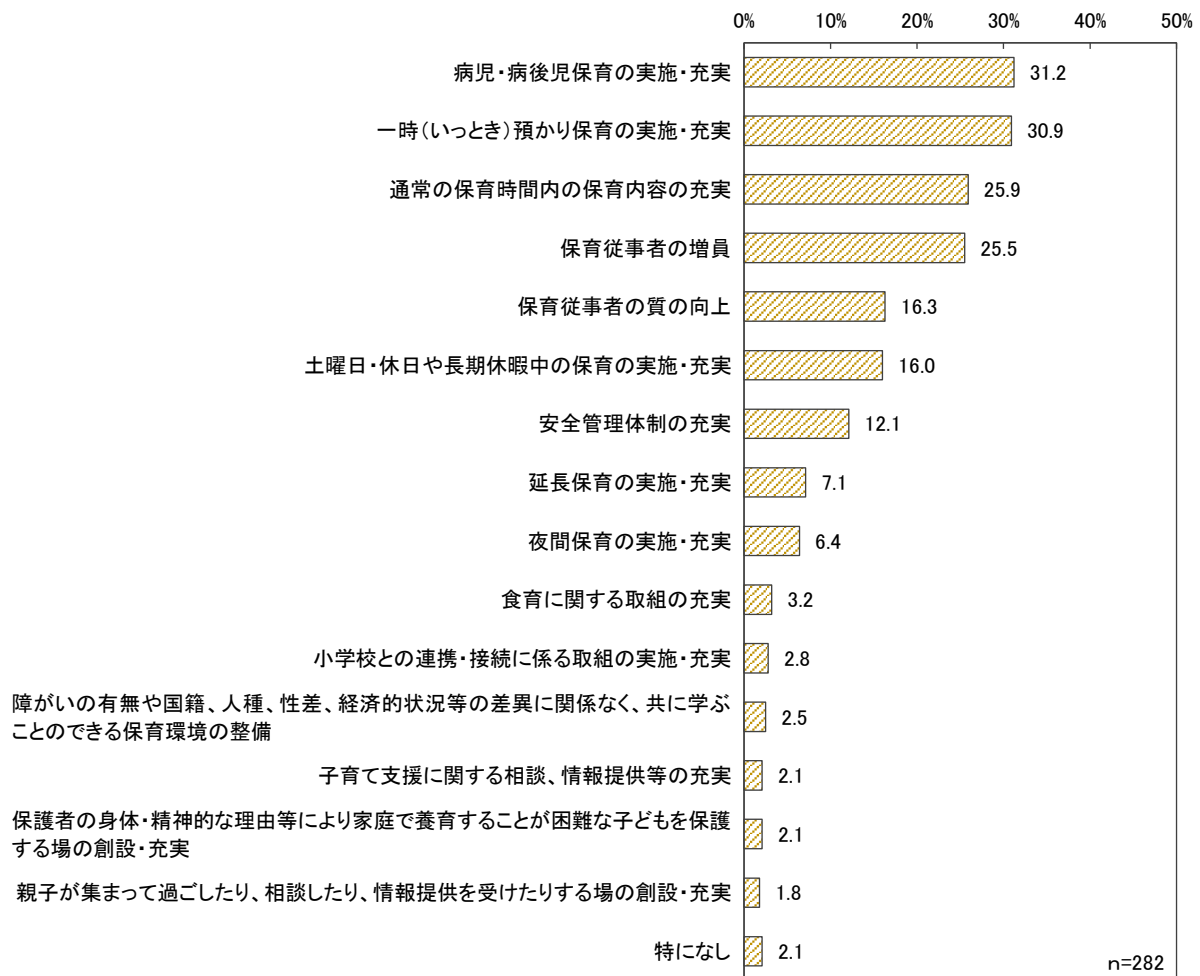
充実してほしいと思う子育て支援サービスでは、「公園や遊び場」、「児童手当の支給、税金・教育費の軽減等の経済的援助」の割合が高くなっています。また、未就学児がいる世帯では、次に「幼児教育・学校教育」の割合が高く、小学生のみ世帯では、「子どもが安心して過ごせる居場所」の割合が高くなっています。

また、充実してほしい保育サービスでは、未就学児がいる世帯において、「病児・病後児保育の実施・充実」や「一時(いっとき)預かり保育の実施・充実」など、サービスの拡充を求める声と、「通常の保育時間内の保育内容の充実（付加的プログラムの実施）」、「保育従事者の増員」及び「保育従事者の質の向上」など、内容の充実を求める声の両方がありました。

■ 充実してほしい子育て支援サービス



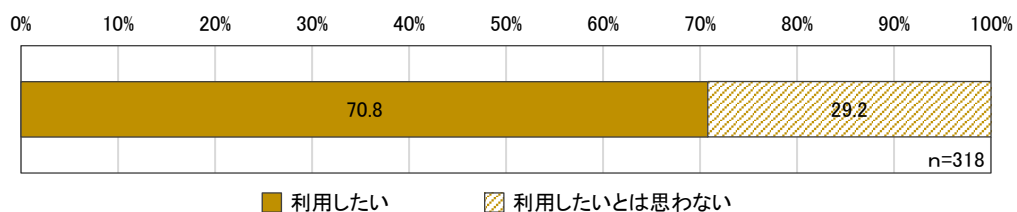
■ 保育園等において充実してほしい保育サービス（未就学児がいる世帯のみ）



⑥ こども誰でも通園制度の利用希望について

令和7年度から地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用希望については、対象となる幼稚園や保育所等の定期的利用のない3歳未満児では、7割以上の保護者が「利用したい」と回答されています。

■ こども誰でも通園制度の利用希望



第 3 章

第 2 期計画の振り返り

I 教育・保育の量の見込み等と実績推移

第2期計画では、策定当時の推計人口や教育・保育施設の利用実績などを踏まえて、教育・保育のそれぞれについて、量の見込みと確保方策を設定し、計画的な提供体制に努めてきました。

年度ごとの見込み量と確保方策、実績推移は以下のとおりです。

※量の見込みと確保方策は、4月1日時点。

■ 幼児教育（3～5歳・1号認定）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	701	711	731	733	764
②確保方策（人）	756	757	760	761	766
区立幼稚園	495	495	495	495	495
区立こども園（短時間）	114	114	114	114	114
認定こども園（短時間）	30	30	30	30	30
確認を受けない幼稚園	117	118	121	122	127
③実績値（人）	710	666	605	542	502
区立幼稚園	380	334	287	258	255
区立こども園（短時間）	103	106	106	92	69
認定こども園（短時間）	21	15	18	15	14
確認を受けない幼稚園	206	211	194	177	164
差し引き①－③（人）	-9	45	126	191	262

■ 保育所等（3～5歳・2号認定）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	1,260	1,278	1,314	1,318	1,373
②確保方策（人）	1,280	1,364	1,464	1,545	1,599
認可保育園	909	993	1,093	1,174	1,228
区立こども園（長時間）	141	141	141	141	141
認定こども園（長時間）	57	57	57	57	57
幼保一体施設（長時間）	60	60	60	60	60
認証保育所等 （区補助対象保育室・区 緊急保育施設含む）	113	113	113	113	113
③実績値（人）	1,123	1,120	1,136	1,084	1,059
認可保育園	744	765	786	758	748
区立こども園（長時間）	137	134	134	129	128
認定こども園（長時間）	56	56	54	54	48
幼保一体施設（長時間）	59	60	58	57	55
認証保育所等 （区補助対象保育室・区 緊急保育施設含む）	127	105	104	86	80
差し引き①－③（人）	137	158	178	234	314

■ 保育所等（１～２歳・３号認定）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（人）	859	914	945	977	1,009
②確保方策（人）	867	920	979	1,030	1,064
認可保育園	514	567	626	677	711
区立こども園（長時間）	70	70	70	70	70
認定こども園（長時間）	35	35	35	35	35
幼保一体施設（長時間）	35	35	35	35	35
認証保育所等 （区補助対象保育室・区 緊急保育施設含む）	143	143	143	143	143
地域型保育事業	70	70	70	70	70
③実績値（人）	797	803	803	758	749
認可保育園	519	533	538	514	523
区立こども園（長時間）	77	79	76	66	68
認定こども園（長時間）	35	35	32	30	30
幼保一体施設（長時間）	37	38	38	39	39
認証保育所等 （区補助対象保育室・区 緊急保育施設含む）	99	91	102	94	78
地域型保育事業	30	27	17	15	11
差し引き①－③（人）	62	111	142	219	260

■ 保育所等（０歳・３号認定）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み（人）	281	290	301	310	320
②確保方策（人）	287	308	329	347	359
認可保育園	176	197	218	236	248
区立こども園（長時間）	21	21	21	21	21
認定こども園（長時間）	15	15	15	15	15
幼保一体施設（長時間）	10	10	10	10	10
認証保育所等 （区補助対象保育室・区 緊急保育施設含む）	43	43	43	43	43
地域型保育事業	22	22	22	22	22
③実績値（人）	205	213	175	166	166
認可保育園	132	150	121	116	119
区立こども園（長時間）	20	19	18	18	18
認定こども園（長時間）	14	8	8	7	7
幼保一体施設（長時間）	8	6	8	4	6
認証保育所等 （区補助対象保育室・区 緊急保育施設含む）	25	25	20	21	14
地域型保育事業	6	5	0	0	2
差し引き①－③（人）	76	77	126	144	154

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等と実績推移

子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」は、第2期計画策定当時、以下の13事業が位置づけられています。

このうち、区では、策定当時の推計人口や各事業の利用実績などを踏まえて、量の見込みや確保方策を設定し、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上に努めてきました。

年度ごとの見込み量と確保方策、実績推移は以下のとおりです。

※「実費徴収に係る補足給付を行う事業」と「多様な主体の参入促進事業」は、本区で事業を実施していないことから、記載を省略します。

※令和6年度実績の「－」は、計画策定時点では未確定のため。

※量の見込みと確保方策は、4月1日時点。

■ 利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
②確保方策（か所）	2	2	2	2	2
③実績値（か所）	2	2	2	2	－
差し引き①－③（か所）	0	0	0	0	－

■ 延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	402	416	428	435	452
②確保方策（人）	424	438	452	459	476
③実績値（人）	247	213	185	183	－
差し引き①－③（人）	155	203	243	252	－

■ 放課後児童健全育成事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	1,152	1,224	1,281	1,386	1,466
②確保方策（人）	1,152	1,224	1,281	1,386	1,466
③実績値（人）	1,130	1,119	1,163	1,229	－
差し引き①－③（人）	22	105	118	157	－

■ 子育て短期支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	121	124	129	132	137
②確保方策（人日）	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
③実績値（人日）	102	101	207	290	－
差し引き①－③（人日）	19	23	-78	-158	－

※区内3か所の施設で実施。

■ 乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	637	656	680	702	725
②確保方策	全戸	全戸	全戸	全戸	全戸
③実績値（人）	376	458	460	552	－
差し引き①－③（人）	261	198	220	150	－

■ 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	580	596	621	632	656
②確保方策	事業者委託	事業者委託	事業者委託	事業者委託	事業者委託
③実績値（人）	473	754	894	974	－
差し引き①－③（人）	107	-158	-273	-342	－

※実績値は延訪問回数を延利用人数として計上。

■ 地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人回）	41,987	43,154	44,931	45,741	47,466
②確保方策（人回）	52,200	52,200	52,200	52,200	52,200
③実績値（人回）	38,410	45,930	47,151	44,759	－
差し引き①－③（人回）	3,577	-2,776	-2,220	982	－

■ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	17,048	17,770	18,522	19,306	20,123
②確保方策（人日）	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600
③実績値（人日）	7,672	9,985	13,946	15,346	－
差し引き①－③（人日）	9,376	7,785	4,576	3,960	－

■ 一時預かり事業（その他の一時預かり）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	15,873	16,315	16,987	17,293	17,945
②確保方策（人日）	20,880	20,880	20,880	20,880	20,880
③実績値（人日）	9,779	10,806	10,597	10,364	－
差し引き①－③（人日）	6,094	5,509	6,390	6,929	－

■ 病児・病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	266	273	284	289	300
②確保方策（人日）	320	320	320	320	320
③実績値（人日）	0	5	24	114	－
差し引き①－③（人日）	266	268	260	175	－

■ 子育て援助活動支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	160	171	179	193	204
②確保方策（人日）	365	365	365	365	365
③実績値（人日）	460	498	243	364	－
差し引き①－③（人日）	-300	-327	-64	-171	－

■ 妊婦健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人回）	670	691	716	739	763
②確保方策	実施	実施	実施	実施	実施
③実績値（人回）	663	689	640	597	－
差し引き①－③（人回）	7	2	76	142	－

3 第2期計画の振り返り

（１）教育・保育

教育・保育については、増大する保育需要等に対応してきた結果、各年度とも実績値が確保方策（量）を下回り、「待機児童ゼロ」の状態が継続されています。今後とも、区の人口動向を踏まえながら、適切な確保方策（量）を設定し、「待機児童ゼロ」を継続していく必要があります。

一方、人口構造の変化等に伴い、幼稚園や一部保育所等では定員に満たない施設も出てきており、適切な供給量を確保すると同時に、利用定員の見直しや幼稚園の認定こども園化、「こども誰でも通園制度」の導入など、あらゆる選択肢を視野に入れながら、余剰資源の有効活用を図り、区民ニーズに応じた適切な施設整備を進めていくことが必要となります。

（２）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業（※令和6年度より「養育支援訪問事業」と「子育て世帯訪問支援事業」に移行）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の利用者が増加傾向にあり、特に、子育て短期支援事業と養育支援訪問事業では、利用実績が見込み量を大きく超える結果となりました。また、放課後児童健全育成事業では、令和4年度以降に利用者が増加傾向であり、その他、病児・病後児保育事業でも、コロナ禍が落ち着いた令和5年度以降に利用者が急増しています。これらの事業を含め、各地域子ども・子育て支援事業については、次章に定める量の見込みに応じて適切に事業を展開していく必要があります。

第 4 章

量の見込みと確保方策

本章では、子ども・子育て支援法に基づき、本区の今後5年間の教育・保育及び各地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策を設定します。

なお、教育・保育及び各地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策の設定にあたっては、国の基本指針や地域の実情を踏まえ、適切な需給バランスを考慮します。

I 前提条件の整理

(1) 教育・保育の給付を受ける子どもの認定区分

教育・保育施設を利用するためには、子どものための教育・保育給付の認定を受けていただく必要があります。

認定は3つの区分となっており、認定に応じて施設などの利用先が異なります。

■ 認定区分の概要

認定区分		対象	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	お子さんが満3歳以上で教育を希望	区立幼稚園 区立こども園（短時間）※2 認定こども園（短時間） 幼保一体施設（短時間） 私立幼稚園（新制度移行園）
	2号認定	お子さんが満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当※1	認可保育園 区立こども園（長時間）※2 認定こども園（長時間） 幼保一体施設（長時間）※3
	3号認定	お子さんが満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当※1	認可保育園 区立こども園※2 認定こども園 幼保一体施設※3 地域型保育事業

※1 本区では、月48時間以上の就労などを要件として保育の必要性を認定しています。

※2 区立こども園は、これまでの保育園と幼稚園を組み合わせ、0歳児から5歳児クラスの子どもを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設です。

※3 幼保一体施設は、区立幼稚園に長時間保育課程を設けるとともに、幼稚園では対象とならない0歳児から2歳児クラスの認可外保育施設を併設した施設です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業とは、すべての子育て家庭を対象に、市区町村が地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業のことです。各事業の取組みは、家庭と地域をつなぎ、子育て支援サービスの円滑な利用や地域の子育て支援機能の充実に資するものとなっています。

これまでは、13 の事業が位置づけられていましたが、子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援を拡充していくことを目的として、令和4年度の児童福祉法の改正により、新たに「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の3つの事業が創設されました。また、令和6年度の子ども・子育て支援法の改正により、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」の3つの事業がさらに加えられています。

■ 地域子ども・子育て支援事業の種類

事業名	事業の概要
1 利用者支援事業	子どもやその保護者、または妊婦の方などが、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援する事業。
2 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
3 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
4 子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所、または里親等に委託し、当該児童に必要な保護その他の支援を行う事業。
5 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
6 養育支援訪問事業	
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、関係機関と連携しつつ、援助・助言・指導等を行う事業。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業。
7 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

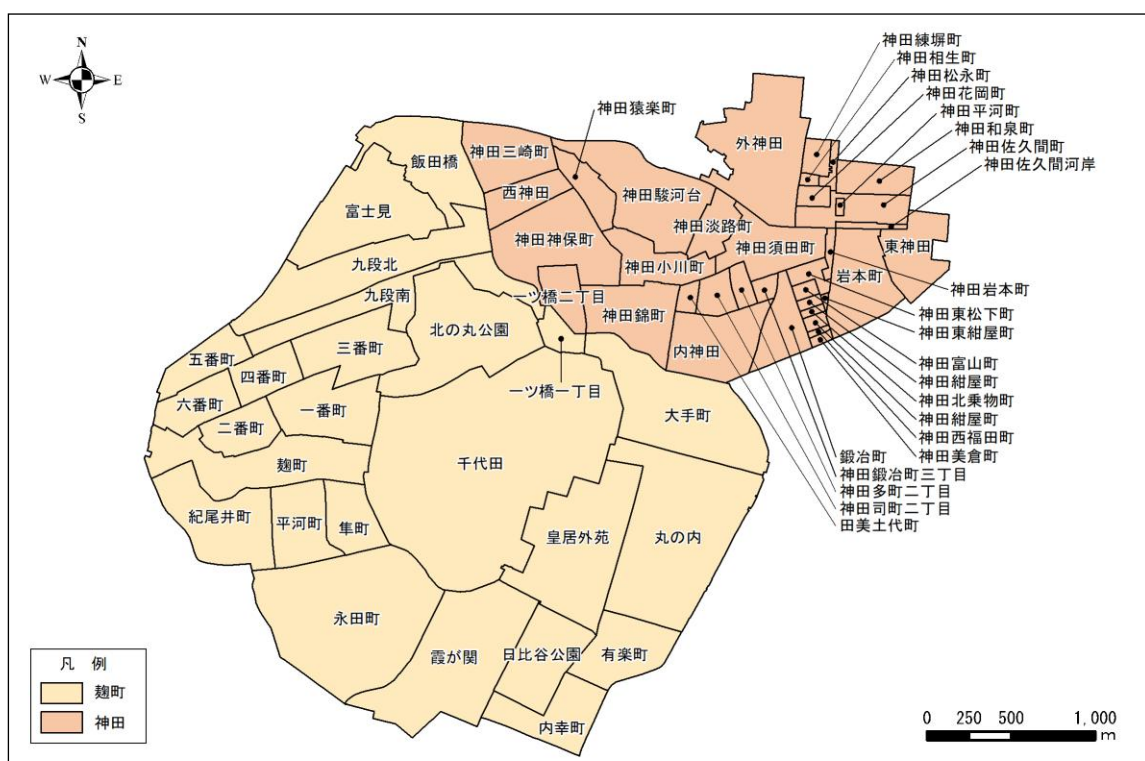
事業名	事業の概要
8 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児または子育てに係る保護者の負担を軽減するため保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳幼児について、主として昼間において保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
9 病児・病後児保育事業	保育を必要とする乳幼児または保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所等、認定こども園、病院、診療所等において、保育を行う事業。
10 子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
11 妊婦健康診査	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき物品の購入代や行事参加費を助成する事業。
13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。
14 子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴したり、家事・子育て等の支援を実施する事業。
15 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童について、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供等を行うとともに、児童や家庭の状況を把握し、関係機関へのつなぎを行う等、包括的な支援を行う事業。
16 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業。
17 妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない伴走型支援を行う事業。
18 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度（事業）。
19 産後ケア事業	産後の母子等に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う事業。

(3) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供単位である「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

本区の教育・保育提供区域は、地域の実情や保育ニーズの動向などを踏まえ、教育・保育については、麴町区域、神田区域の2区域、地域子ども・子育て支援事業については、区内全体を1区域として設定します。

■千代田区における教育・保育提供区域



区域	区域内町名
麴町	丸の内、大手町、内幸町、有楽町、霞が関、永田町、隼町、平河町、麴町、紀尾井町、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、皇居外苑、日比谷公園、九段南、九段北、富士見、飯田橋、千代田、北の丸公園、一ツ橋一丁目
神田	一ツ橋二丁目、神田神保町、神田三崎町、西神田、神田猿樂町、神田駿河台、神田錦町、神田小川町、神田美土代町、内神田、神田司町二丁目、神田多町二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田淡路町、神田須田町、外神田、鍛冶町、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町、神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町、東神田、神田和泉町、神田佐久間町、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

区民ニーズ調査の結果と各年度の推計人口をもとに、近年の教育・保育施設の利用実績を踏まえて、量の見込みを設定しました。なお、神田区域の0～2歳については、現在、3号認定全体では需要を供給が上回っているものの、各年齢別では一部供給が不足しています。これについては入園申込みの状況を踏まえながら、必要に応じて利用定員の引上げや年齢別の定員を見直すことで対応します。また、3～5歳については十分な供給量となっていることから、入園申込みの状況や区民ニーズ等を踏まえつつ、利用定員の見直しや認定こども園化、または病児保育やこども誰でも通園制度の実施等を検討し、資源の有効活用を図ります。引き続き、待機児童ゼロを堅持しながら、適正な需給バランスを保つよう努めていきます。

※量の見込みと確保方策は、4月1日時点。

※量の見込みはニーズ調査に基づいており、計画期間中の施策効果は含まない。

■ 幼児教育（3～5歳・1号認定及び2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される児童）

<区全域>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	580	551	539	531	531
②確保方策（人）	894	894	894	894	894
区立幼稚園	555	555	555	555	555
区立こども園（短時間）	114	114	114	114	114
認定こども園（短時間）	15	15	15	15	15
新制度未移行幼稚園	210	210	210	210	210
差し引き②－①（人）	314	343	355	363	363

<麹町区域>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	309	288	279	274	272
②確保方策（人）	518	518	518	518	518
区立幼稚園	315	315	315	315	315
区立こども園（短時間）	69	69	69	69	69
認定こども園（短時間）	15	15	15	15	15
新制度未移行幼稚園	119	119	119	119	119
差し引き②－①（人）	209	230	239	244	246

<神田区域>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	271	263	260	257	259
②確保方策（人）	376	376	376	376	376
区立幼稚園	240	240	240	240	240
区立こども園（短時間）	45	45	45	45	45
認定こども園（短時間）	0	0	0	0	0
新制度未移行幼稚園	91	91	91	91	91
差し引き②－①（人）	105	113	116	119	117

■ 幼児教育（３～５歳・１号認定）（再掲）

<区全域>

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（人）	416	394	386	378	379
②確保方策（人）	709	709	709	709	709
区立幼稚園	425	425	425	425	425
区立こども園（短時間）	99	99	99	99	99
認定こども園（短時間）	15	15	15	15	15
新制度未移行幼稚園	170	170	170	170	170
差し引き②－①（人）	293	315	323	331	330

<麹町区域>

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（人）	234	218	212	207	206
②確保方策（人）	439	439	439	439	439
区立幼稚園	265	265	265	265	265
区立こども園（短時間）	59	59	59	59	59
認定こども園（短時間）	15	15	15	15	15
新制度未移行幼稚園	100	100	100	100	100
差し引き②－①（人）	205	221	227	232	233

<神田区域>

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（人）	182	176	174	171	173
②確保方策（人）	270	270	270	270	270
区立幼稚園	160	160	160	160	160
区立こども園（短時間）	40	40	40	40	40
認定こども園（短時間）	0	0	0	0	0
新制度未移行幼稚園	70	70	70	70	70
差し引き②－①（人）	88	94	96	99	97

■ 幼児教育（３～５歳・２号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される児童）（再掲）

※確保方策は教育＋一時預かり事業（預かり保育）

<区全域>

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（人）	164	157	153	153	152
②確保方策（人）	185	185	185	185	185
区立幼稚園	130	130	130	130	130
区立こども園（短時間）	15	15	15	15	15
認定こども園（短時間）	0	0	0	0	0
新制度未移行幼稚園	40	40	40	40	40
差し引き②－①（人）	21	28	32	32	33

<麹町区域>

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（人）	75	70	67	67	66
②確保方策（人）	79	79	79	79	79
区立幼稚園	50	50	50	50	50
区立こども園（短時間）	10	10	10	10	10
認定こども園（短時間）	0	0	0	0	0
新制度未移行幼稚園	19	19	19	19	19
差し引き②－①（人）	4	9	12	12	13

<神田区域>

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（人）	89	87	86	86	86
②確保方策（人）	106	106	106	106	106
区立幼稚園	80	80	80	80	80
区立こども園（短時間）	5	5	5	5	5
認定こども園（短時間）	0	0	0	0	0
新制度未移行幼稚園	21	21	21	21	21
差し引き②－①（人）	17	19	20	20	20

■ 保育所等（３～５歳・２号認定）

<区全域>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	963	913	891	877	881
②確保方策（人）	1,247	1,229	1,229	1,229	1,229
認可保育園	924	924	924	924	924
区立こども園（長時間）	141	141	141	141	141
認定こども園（長時間）	48	48	48	48	48
幼保一体施設（長時間）	-	-	-	-	-
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	134	116	116	116	116
差し引き②－①（人）	284	316	338	352	348

<麴町全域>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	548	509	492	483	481
②確保方策（人）	679	679	679	679	679
認可保育園	477	477	477	477	477
区立こども園（長時間）	81	81	81	81	81
認定こども園（長時間）	48	48	48	48	48
幼保一体施設（長時間）	-	-	-	-	-
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	73	73	73	73	73
差し引き②－①（人）	131	170	187	196	198

<神田全域>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	415	404	399	394	400
②確保方策（人）	568	550	550	550	550
認可保育園	447	447	447	447	447
区立こども園（長時間）	60	60	60	60	60
認定こども園（長時間）	0	0	0	0	0
幼保一体施設（長時間）	-	-	-	-	-
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	61	43	43	43	43
差し引き②－①（人）	153	146	151	156	150

■ 保育所等（0～2歳・3号認定）

<区全域>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	1,017	1,024	1,035	1,051	1,065
②確保方策（人）	1,209	1,187	1,187	1,187	1,187
認可保育園	774	774	774	774	774
区立こども園	91	91	91	91	91
認定こども園	42	42	42	42	42
幼保一体施設	45	45	45	45	45
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	226	204	204	204	204
地域型保育事業	31	31	31	31	31
差し引き②－①（人）	192	163	152	136	122

<麴町区域>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	466	464	461	457	454
②確保方策（人）	640	640	640	640	640
認可保育園	372	372	372	372	372
区立こども園	55	55	55	55	55
認定こども園	42	42	42	42	42
幼保一体施設	0	0	0	0	0
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	140	140	140	140	140
地域型保育事業	31	31	31	31	31
差し引き②－①（人）	174	176	179	183	186

<神田区域>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	551	560	574	594	611
②確保方策（人）	569	547	547	547	547
認可保育園	402	402	402	402	402
区立こども園	36	36	36	36	36
認定こども園	0	0	0	0	0
幼保一体施設	45	45	45	45	45
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	86	64	64	64	64
地域型保育事業	0	0	0	0	0
差し引き②－①（人）	18	-13	-27	-47	-64

■ 保育所等（２歳・３号認定）（再掲）

<区全域>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	337	337	340	345	350
②確保方策（人）	470	462	462	462	462
認可保育園	299	299	299	299	299
区立こども園	38	38	38	38	38
認定こども園	17	17	17	17	17
幼保一体施設	20	20	20	20	20
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	82	74	74	74	74
地域型保育事業	14	14	14	14	14
差し引き②－①（人）	133	125	122	117	112

<麹町区域>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	154	154	153	152	151
②確保方策（人）	247	247	247	247	247
認可保育園	144	144	144	144	144
区立こども園	23	23	23	23	23
認定こども園	17	17	17	17	17
幼保一体施設	0	0	0	0	0
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	49	49	49	49	49
地域型保育事業	14	14	14	14	14
差し引き②－①（人）	93	93	94	95	96

<神田区域>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	183	183	187	193	199
②確保方策（人）	223	215	215	215	215
認可保育園	155	155	155	155	155
区立こども園	15	15	15	15	15
認定こども園	0	0	0	0	0
幼保一体施設	20	20	20	20	20
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	33	25	25	25	25
地域型保育事業	0	0	0	0	0
差し引き②－①（人）	40	32	28	22	16

■ 保育所等（１歳・３号認定）（再掲）

<区全域>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	399	403	407	414	418
②確保方策（人）	443	435	435	435	435
認可保育園	288	288	288	288	288
区立こども園	32	32	32	32	32
認定こども園	13	13	13	13	13
幼保一体施設	17	17	17	17	17
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	80	72	72	72	72
地域型保育事業	13	13	13	13	13
差し引き②－①（人）	44	32	28	21	17

<麹町区域>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	190	189	188	187	185
②確保方策（人）	235	235	235	235	235
認可保育園	139	139	139	139	139
区立こども園	20	20	20	20	20
認定こども園	13	13	13	13	13
幼保一体施設	0	0	0	0	0
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	50	50	50	50	50
地域型保育事業	13	13	13	13	13
差し引き②－①（人）	45	46	47	48	50

<神田区域>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	209	214	219	227	233
②確保方策（人）	208	200	200	200	200
認可保育園	149	149	149	149	149
区立こども園	12	12	12	12	12
認定こども園	0	0	0	0	0
幼保一体施設	17	17	17	17	17
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	30	22	22	22	22
地域型保育事業	0	0	0	0	0
差し引き②－①（人）	-1	-14	-19	-27	-33

■ 保育所等（0歳・3号認定）（再掲）

<区全域>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	281	284	288	292	297
②確保方策（人）	296	290	290	290	290
認可保育園	187	187	187	187	187
区立こども園	21	21	21	21	21
認定こども園	12	12	12	12	12
幼保一体施設	8	8	8	8	8
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	64	58	58	58	58
地域型保育事業	4	4	4	4	4
差し引き②－①（人）	15	6	2	-2	-7

<麹町区域>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	122	121	120	118	118
②確保方策（人）	158	158	158	158	158
認可保育園	89	89	89	89	89
区立こども園	12	12	12	12	12
認定こども園	12	12	12	12	12
幼保一体施設	0	0	0	0	0
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	41	41	41	41	41
地域型保育事業	4	4	4	4	4
差し引き②－①（人）	36	37	38	40	40

<神田区域>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	159	163	168	174	179
②確保方策（人）	138	132	132	132	132
認可保育園	98	98	98	98	98
区立こども園	9	9	9	9	9
認定こども園	0	0	0	0	0
幼保一体施設	8	8	8	8	8
認証保育所等 （区補助対象保育室・ 区緊急保育施設含む）	23	17	17	17	17
地域型保育事業	0	0	0	0	0
差し引き②－①（人）	-21	-31	-36	-42	-47

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※量の見込みと確保方策は、4月1日時点。

※量の見込みはニーズ調査に基づいており、計画期間中の施策効果は含まない。

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業（基本型）は、地域子育て支援拠点事業と一体的に実施するものとし、量の見込み及び確保方策ともに1か所として設定します。また、地域子育て相談機関は、令和6年の児童福祉法の改正によって創設されたものであり、中学校区に1か所を目安として設定することとされています。そのため、区立中学校（中等教育学校を除く）の数と同数を量の見込みとして設定しますが、人員体制の確保の観点から、確保方策は計画期間では設定しないものとします。

利用者支援事業（特定型）については、現在の利用状況を踏まえ、量の見込み及び確保方策ともに1か所（区役所直営）として設定します。

利用者支援事業（こども家庭センター型）は、量の見込みとして1か所の設置を設定します。その確保方策として、令和7年度は「こども家庭センター」の設置に向け、千代田保健所と児童・家庭支援センターによる一体的な支援を継続しつつ、児童福祉法や国のガイドラインに定められた設置要件や、母子保健・児童福祉機能の具体的な連携方法等について検討・協議を進め、令和8年度に1か所のセンター設置を目指します。

<利用者支援事業（基本型）＞・基本型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策（か所）	1	1	1	1	1
差し引き②－①（か所）	0	0	0	0	0

<利用者支援事業（基本型）＞・地域子育て相談機関

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
②確保方策（か所）	－	－	－	－	－
差し引き②－①（か所）	－	－	－	－	－

<利用者支援事業（特定型）＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策（か所）	1	1	1	1	1
差し引き②－①（か所）	0	0	0	0	0

<利用者支援事業（こども家庭センター型）＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策（か所）	－	1	1	1	1
差し引き②－①（か所）	－	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

量の見込みは、区民ニーズ調査の結果や近年の利用実績をもとに、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）令和 6 年 10 月」（以下、「国の手引き」という。）に基づき設定を行いました。また、確保方策については、確保体制が正確に量れないため、現在の確保体制に基づき設定を行いました。計画期間中は、需給バランスに注視しつつ、希望者の利用を断ることがないよう事業者に働きかけを行い、必要に応じた事業の拡充等について検討していきます。

<時間外保育事業（延長保育事業）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	488	477	474	474	480
②確保方策（人）	462	462	462	462	462
差し引き②－①（人）	-26	-15	-12	-12	-18

(3) 放課後児童健全育成事業

量の見込みは、国の手引きや過去の入会率等をもとに設定を行いました。令和 7 年度以降の量の見込みに対応するため、施設の増設や受入定員の拡充を図りながら、引き続き、待機児童ゼロを目指していきます。

<放課後児童健全育成事業>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	1,473	1,455	1,432	1,325	1,306
1 年生	400	406	366	366	347
2 年生	372	363	369	332	332
3 年生	290	284	288	259	259
4 年生	250	245	249	224	224
5 年生	115	112	114	103	103
6 年生	46	45	46	41	41
②確保方策（人）	1,475	1,475	1,480	1,480	1,480
差し引き②－①（人）	2	20	48	155	174

(4) 子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業）

量の見込みは、過去の申請受付実績（定員超過等により利用することができなかった数を含む。）をもとに設定を行いました。また、確保方策は、現在の 3 か所の事業所の受入体制を維持することを前提に設定を行いました。なお、夜間養護等（トワイライトステイ）事業については、一時預かり事業（幼稚園型 I を除く）及び子育て援助活動支援事業（就学児を除く）と一体的に量の見込みと確保方策を定めます。

＜子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業）＞

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	600	600	600	600	600
②確保方策（人日）	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
差し引き②－①（人日）	860	860	860	860	860

（５）乳児家庭全戸訪問事業

本事業は、原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することを前提とした事業であることから、量の見込みは、人口推計において算出された乳児の数を用いて設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

＜乳児家庭全戸訪問事業＞

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	557	561	566	571	579
②確保方策	実施体制：13 人（職員 8 人、委託 5 人） 実施機関：千代田保健所				

（６）養育支援訪問事業

①養育支援訪問事業

量の見込みは、これまでの事業実績を踏まえて設定を行いました。

引き続き、乳児家庭全戸訪問事業や関係機関との連携を通じて、支援を必要とする家庭を漏れなく把握し、必要な家庭に対し保健師等による訪問支援を行います。

＜養育支援訪問事業＞

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人回）	60	60	60	60	60
②確保方策	実施体制：24 人 実施機関：千代田保健所及び児童・家庭支援センター				

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

量の見込み及び確保方策は、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱」において実施が予定されている各取組み等について、今後の実施の必要性等を踏まえて設定を行いました。

各取組みを通じて、地域ネットワークの強化に努めていきます。

<調整機関職員の専門性強化（研修受講）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	2	2	2	2	2
②確保方策（人）	2	2	2	2	2
差し引き②－①（人）	0	0	0	0	0

<地域ネットワーク関係機関の連携強化（電子化等の取組み）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	実施	実施	実施	実施	実施
②確保方策（人）	実施	実施	実施	実施	実施
差し引き②－①（人）	－	－	－	－	－

<地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組み（学識経験者等の専門家の招へい）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	実施	実施	実施	実施	実施
②確保方策（人）	実施	実施	実施	実施	実施
差し引き②－①（人）	－	－	－	－	－

<地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組み>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	実施	実施	実施	実施	実施
②確保方策（人）	実施	実施	実施	実施	実施
差し引き②－①（人）	－	－	－	－	－

<地域住民への周知を図る取組み（資料等の作成・配布）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	実施	実施	実施	実施	実施
②確保方策（人）	実施	実施	実施	実施	実施
差し引き②－①（人）	－	－	－	－	－

（７）地域子育て支援拠点事業

量の見込みは、区民ニーズ調査の結果や近年の利用実績をもとに、国の手引きに基づき設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

<地域子育て支援拠点事業>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人回）	51,636	52,044	52,692	53,424	54,288
②確保方策（人回）	59,400	59,400	59,400	59,400	59,400
差し引き②－①（人回）	7,764	7,356	6,708	5,976	5,112

※区内 7 か所で実施。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり

量の見込みは、区民ニーズ調査の結果や近年の利用実績をもとに、国の手引きに基づき設定を行いました。

区立幼稚園については、一時預かり事業の実施時間を延長することで長時間保育を行い、これまで区立幼稚園の利用を希望しなかった方にも利用していただけるよう提供体制を整えます。

<一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした一時預かり）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	34,690	32,852	32,330	31,714	31,877
1号認定	4,960	4,677	4,581	4,493	4,506
2号認定	29,730	28,175	27,749	27,221	27,371
②確保方策（人日）	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000
一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
私学助成による預かり保育等	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
差し引き②－①（人日）	2,310	4,148	4,670	5,286	5,123

② その他の一時預かり

量の見込みは、区民ニーズ調査の結果や近年の利用実績をもとに国の手引きに基づき算出し、子育て短期支援事業（夜間養護等（トワイライトステイ）事業）及び子育て援助活動支援事業（就学児を除く）と一体的に設定を行いました。

ベビーシッター利用支援事業を含めた現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

<一時預かり事業（その他の一時預かり）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	44,156	43,184	43,033	43,015	43,385
②確保方策（人日）	52,872	52,872	52,872	52,872	52,872
一時預かり事業 （幼稚園型Ⅰを除く）	20,880	20,880	20,880	20,880	20,880
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	365	365	365	365	365
子育て援助活動支援事業	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
ベビーシッター利用支援事業 （一時預かり利用支援）	27,977	27,977	27,977	27,977	27,977
差し引き②－①（人日）	8,716	9,688	9,839	9,857	9,487

(9) 病児・病後児保育事業

量の見込みは、現在の事業の実績及び今後の整備を見込んだ供給量をもとに設定を行いました。近年、施設型病児保育の利用ニーズが高くなっていることから、病後児対応型事業を含めた確保体制の拡充を図るとともに、病児保育事業（病児対応型）を中心に事業の拡充を図ります。

病児対応型については、令和 11 年度を待たずに可能な限り早期に新規整備できるよう検討を進めることとし、病後児対応型については、令和 9 年度の四番町保育園の整備と令和 11 年度のいずみこども園の整備に合わせて拡充することとします。

<病児・病後児保育事業>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
未就学児	3,182	3,182	3,182	3,182	3,182
小学生	518	518	518	518	518
②確保方策（人日）	2,016	2,016	2,496	2,496	3,696
病児保育事業(病児対応型)	720	720	720	720	1,440
病児保育事業(病後児対応型)	1,200	1,200	1,680	1,680	2,160
病児・病後児保育派遣費用助成事業	96	96	96	96	96
差し引き②－①（人日）	-1,684	-1,684	-1,204	-1,204	-4

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

量の見込みについては、国の手引きに基づき設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

<子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	252	280	274	267	251
低学年	127	120	121	115	106
高学年	125	160	153	152	145
②確保方策（人日）	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
差し引き②－①（人日）	1,208	1,180	1,186	1,193	1,209

(11) 妊婦健康診査

量の見込みは、令和元年度から令和5年度までの出生数と妊娠届数を参考に、人口推計において算出された乳児の数から、各年度の妊娠届出数を推計し、その数値に令和元年度から令和5年度の妊婦健康診査の受診率の平均を乗じて設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

<妊婦健康診査>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人回）	7,221	7,259	7,334	7,395	7,503
②確保方策	実施場所：東京都委託妊婦健康診査取扱医療機関 （千代田区内の医療機関 14 か所等） 実施時期：妊娠初期～妊娠 23 週まで 4 週間に 1 回 妊娠 24 週～妊娠 35 週まで 2 週間に 1 回 妊娠 36 週～出産まで 1 週間に 1 回				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」において実施が予定されている各取組み等について、低所得世帯等の割合を勘案し、各量の見込みの設定を行いました。

①教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

本区では、現在、生活保護世帯で教育・保育施設に通っている子どもはいないため、事業の実施予定はありません。

今後は、当該子どもの数等に応じ、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

②施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

「千代田区私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業実施要綱」に基づく補足給付事業の近年の実績等を踏まえ、量の見込みの設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

<施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	10	10	10	10	10
②確保方策（人）	10	10	10	10	10
差し引き②－①（人）	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」において実施が予定されている各取組み等について、今後の必要性等を勘案し、量の見込みの設定を行いました。

①新規参入施設等への巡回支援

現在、区では、教育・保育の量の見込みに対し、確保量（供給量）が上回っている状況にあることから、現時点で新規参入施設の受入れの予定はありません。

今後は、人口動向や教育・保育の実績推移を踏まえながら、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

保育所型認定こども園に通う1号認定子どものうち、特別な配慮を要する子ども（障害児等対応加算等の対象となった子ども）について、実績等に基づき、量の見込みの設定を行いました。

「千代田区保育施設等加算給付実施要綱」に基づく障害児等対応加算の実施等により、必要に応じて対象施設への支援を実施していきます。

<認定こども園特別支援教育・保育経費>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	3	3	3	3	3
②確保方策（人）	3	3	3	3	3
差し引き②－①（人）	0	0	0	0	0

③地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

区民ニーズ、類似事業等に関する動向を注視しながら、必要に応じて今後の事業の実施を検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

量の見込みは、国の手引きに基づき設定を行いました。

本事業は、従前より区が実施している育児支援訪問事業の内容に包含されるものであり、1日2名の利用（日祝日・年末年始除く）が可能となるよう、当該事業を継続して実施していきます。

<子育て世帯訪問支援事業>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	435	436	438	440	441
②確保方策（人日）	588	588	588	588	588
差し引き②－①（人日）	153	152	150	148	147

(15) 児童育成支援拠点事業

量の見込みは、国の手引きに基づき設定を行いました。

本事業は、「児童育成支援拠点事業実施要綱」において、概ね 20 人を対象とした週 3 回以上の実施が求められており、実施施設として児童館等が考えられますが、現在の人員体制や施設管理の状況から計画期間での実施が困難な状況です。

そのため、区内で類似の取組みを実施している実施主体との連携を図りつつ、今後の区民ニーズ等を注視しながら、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

<児童育成支援拠点事業>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	42	43	43	43	43
②確保方策（人日）	－	－	－	－	－
差し引き②－①（人日）	－	－	－	－	－

(16) 親子関係形成支援事業

量の見込みは、国の手引きに基づき設定を行いました。

本事業は、従前より区が実施している「子育て講座～親と子の絆プログラム～」のうち、ベビママの会以外の 4 種類の講座（延べ 9 講座）が該当するものであり、当該講座（各講座の定員 20 名）を継続して実施していきます。

<親子関係形成支援事業>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）	40	40	40	40	40
②確保方策（人日）	180	180	180	180	180
差し引き②－①（人日）	140	140	140	140	140

(17) 妊婦等包括相談支援事業

量の見込みは、国の手引きに基づき、妊娠届出数等から対象者数を算定したうえで、1 組（妊婦及びその配偶者等）あたりの面談回数（3 回）を乗ずることにより設定を行いました。

他事業や関係機関との連携を図り、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

<妊婦等包括相談支援事業>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（回）	1,989	2,001	2,019	2,037	2,067
②確保方策	実施体制：①妊娠届出時等に面談を実施 ②妊娠 8 か月時にアンケートを実施（必要に応じて面談を実施） ③生後 4 か月までの乳児がいる家庭へ保健師や助産師が訪問				

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

量の見込みは、国の手引きに基づき、各年度ごとに必要な受入時間数を算出したうえで、1人あたりの月受入可能時間数により割ることにより必要定員数を算出し設定しました。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は令和7年度に制度化され令和8年度から全国の自治体で本格的に実施される予定です。国の事業詳細が明らかになり次第、早期の実施に向けて検討を進めていきます。また、子どものための通園であるという制度趣旨に鑑み、一時預かり事業とは差別化して事業内容を構築していきます。

<乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	23	23	25	25	25
0歳	6	6	7	7	7
1歳	10	10	11	11	11
2歳	7	7	7	7	7
②確保方策（人日）	—	23	25	25	25
0歳	—	6	7	7	7
1歳	—	10	11	11	11
2歳	—	7	7	7	7
差し引き②－①（人日）	—	0	0	0	0

※上記0歳は0歳6か月から。

(19) 産後ケア事業

出産後の母親が安心して子育てができるよう、宿泊型・通所型・訪問型の3つの方法により出産後における心身のケアや、育児相談、授乳指導等の育児支援を実施しています。

（1）宿泊型

産後4ヶ月未満の母親を対象に、医療機関・助産所において宿泊しながら育児相談や授乳指導等を実施しています。

（2）通所型

産後1年未満の母親を対象に、医療機関・助産所において日帰り利用により、育児相談や授乳指導等を実施しています。

（3）訪問型

産後1年未満の母親を対象に、助産師等が母親の自宅に訪問して育児相談や授乳指導等を実施しています。

量の見込みは、これまでの事業の利用実績と産婦数の推移をもとに設定を行いました。

引き続き、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます。

<産後ケア事業>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日）※	1,133	1,141	1,151	1,162	1,178
②確保方策（人日）	1,256	1,264	1,274	1,284	1,300
宿泊型（人日）	756	761	767	773	783
通所型（人日）	450	453	457	461	467
訪問型（人日）	50	50	50	50	50
差し引き②－①（人日）	123	123	123	122	122

※国の手引きに基づき、利用見込み産婦数や平均利用日数をもとに算出しています。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に関する基本的考え方

本区のこども園は、これまでの保育園と幼稚園を組み合わせ、0歳児から5歳児までの子どもを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設です。保育所等と同様に長時間保育を実施するとともに、幼稚園としての幼児教育も実施します。また、保護者の要望に応じて、一時保育や延長保育、預かり保育、課外クラブ活動なども実施しています。

現在、本区では、区立こども園が2か所、私立認定こども園が1か所整備されています。

今後は、区民ニーズや子どもの人口推移を見据えながら、必要に応じて区立こども園や幼保一体施設、区立幼稚園の認定こども園への移行について、実現の可否を含め検討していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援に関する事項

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期には、適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育や子育て支援を安定的に提供することが必要です。

本区では、「千代田区の子どもたちのための就学前プログラム」に基づき、年2回の地域の実情に応じた保幼小合同研修会を実施するなど、区立・私立の保育園や区立幼稚園、区立小学校の保育士・教職員との間で交流を図っています。

教育・保育についての課題や情報を共有し、職員のスキルアップを図るため、引き続き合同研修を行っていきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の考え方

本区では、平成19年度から、子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、0歳～18歳までを見通した統一的・効率的・効果的な次世代育成支援施策及び教育施策を展開してきました。また、令和6年3月には「千代田区子育て・教育ビジョン」を策定し、子どもの最善の利益を考えながら、未来を担う千代田区の子どもたち一人ひとりの多様な能力や可能性を最大限に伸ばしていくことを目標とし、教育・保育の量の確保はもちろんのこと、質の高い子育て・教育環境の整備に努めてきました。引き続き、子どもの最善の利益を優先しながら、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるよう、関係職員の資質向上及び関係機関の更なる連携強化に努めます。

また、地域子ども・子育て支援事業を通じて、すべての家庭を対象に、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めてきました。今後は、さらに質の向上を図り、子どもや子育て世帯が安心して住むことができる魅力あるまちづくりを進めていきます。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携、認定こども園、幼稚園及び保育所と

小学校等との連携方策

教育・保育施設は、地域における身近な子育て支援の中核的な役割を担います。特に、0～2歳児を対象とする地域型保育事業においては、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育を受けられるように、教育・保育施設との連携が重要となります。

本区の地域型保育事業は、現在、小規模保育事業所と事業所内保育事業所が整備されています。地域型保育事業では、教育・保育施設への円滑な転園を図るため、認可保育園に遊びに行ったり、イベント参加等をしたりして、日頃より連絡や相談を密接に行っています。

また、小学校への円滑な接続を図るため、本区ではすべての区立小学校に幼稚園・こども園を併設する「8校8園体制」を維持しており、保育施設を併設している小学校もあります。

管理職、担当者間等の諸会議、教育・保育参観とその後の交流会を主とした教職員相互研修だけでなく、近隣の保育施設や学校での子ども同士の交流等を通して、引き続き、区立・私立や施設種別を超えた多様な主体間の相互理解の推進を図っていきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の子ども・子育て支援法の改正により、「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園・保育所等の保育料が無償化されたほか、それまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

これを受け、本区では、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう、公正かつ適正な支給の確保に努めてきました。また、利用者の利便性向上のため、区ポータルサイトから給付費の申請が可能となっています。引き続き、実施方法の検証を進めながら、公正かつ適正な支給の確保に努めていきます。

第 5 章

区の重点課題と解決の方向性

区立幼稚園は、小学校への円滑な接続の観点から、すべての小学校（８校）の敷地内に併設されており、小学校との交流が盛んに行われています。しかしながら、区立幼稚園８園の短時間児童数は令和６年と１０年前の平成２６年を比較するとおよそ３４％減少し、定員充足率（園児数÷定員数）は５４％となっています。そのため、当面は、本区の特徴の一つでもある「８校８園体制」を維持しつつも、区民ニーズに応じた様々な取組みを展開することで、定員充足率の向上につなげていきます。

（１）長時間保育の実施及び給食の提供

区民ニーズ調査の結果では、長時間保育の実施や給食の提供が幼稚園に求められていることが分かりました。そのため、現在、長時間保育の実施及び給食の提供ができていない区立幼稚園について、長時間保育を実施できるよう人員の確保と、給食が提供できるよう調理施設の確保に努めます。また、今後の保育需要を注視し、認定こども園への移行も視野に入れて検討していくこととします。

（２）幼児教育の充実

本区では、これまで「千代田区の子どもたちのための就学前プログラム」に基づき、小学校への滑らかな接続を目指す観点から、同質の教育・保育を提供すべく施設間相互の連携・協力を強化し、教育・保育の質を高めるため、区立・私立の保育園や区立幼稚園、区立小学校の保育士・教職員との間で交流を進めてきました。

当面は、「８校８園体制」を維持しながら、研修や行事等で保幼小の職員同士の連携や子ども同士の交流機会を通じて、質の高い初等教育の提供・充実につなげていきます。

また、子どもたちの自立心や探究心を育ていくために、一人ひとりの発達に必要な体験が得られる環境構成や適切な援助を行うほか、国際的な視野を広め、将来グローバルに活躍する人材の育成を目指し、多文化理解の促進と国際感覚の醸成に資する国際教育を推進していきます。

2 保育の質の向上

本区では、これまで出生数の増加や子育て世帯の転入などによる保育需要に対応するため、区立保育園の拡充や私立認可保育園を含めた保育施設の誘致など、待機児童ゼロに向けた取組みを進めてきました。その結果、過去 10 年間のうち 9 回の待機児童ゼロを実現するなど、取組みの成果が表れています。また、本区では、全体としては今後も人口増加が予測されており、引き続き、待機児童ゼロに向けた取組みを継続していく必要がありますが、全国的な少子化の進展や、区内における 0 ～ 5 歳人口の減少などが予想されるため、これまでの量の確保を中心とした施策から質の向上を図る施策への方針転換を行い、区民の教育・保育ニーズに的確に応えていくことが必要となります。

(1) 保育従事者の質の向上

保育の質を考えるうえでは、保育従事者の子どもとの関わり方が何よりも重要です。保育従事者が子どもの自立心や主体性が育まれるように見守り、応答的に関わることで、子どもの主体的・対話的な深い学びが実現します。

そのため、現在、区で実施している各種研修制度の充実を図るとともに、保育従事者が研修を受けられる環境整備を行うことで人材育成を推進します。また、保育所等の指導検査や巡回支援を通じて、保育従事者等に対して必要な助言・指導・相談を行うなど、保育全般の質の向上につなげていきます。

(2) 保育従事者の増員

区民ニーズ調査の結果では、「保育園等における保育サービスで特に充実してほしいと思うもの」として、「保育従事者の増員」と回答された方の割合が高くなっています。

また、令和 6 年度には、76 年ぶりに「保育士配置基準」が見直され、4 歳児と 5 歳児の保育士配置基準が、「30 人から 25 人」へ、3 歳児の保育士配置基準も「20 人から 15 人」へと変更されました。今後も国において見直しが予定されている等、保育従事者の増員がさらに進む傾向が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、今後、区としての必要な配置の考え方を整理し、保育士配置基準見直しのための条例改正について検討を行うとともに、保育士等の処遇改善等も含め、本区の地域ニーズに即した独自の視点から保育従事者の増員を図っていきます。

また、障害の有無に関わらず、すべての子どもが広く保育を受けられるよう、今後も加配保育士の配置及び補助金の充実について検討を行っていきます。

（３）安全管理体制の充実

全国的に、保育施設等で発生した重大事故の報告件数は毎年増加しており、園児の安全確保の必要性が高まっています。また、園内での不適切な保育や保育従事者等による虐待についても社会問題となっており、施設の安全性の確保、事故等の未然防止対策が必要とされています。

区内の保育施設等において重大な事故や虐待等は確認されていないものの、子どもに対する体罰や言葉の暴力は決してあってはならないものであり、徹底して対策を行う必要があります。改めて区においても指導検査を強化するとともに、保育内容に関する訪問指導を新たに実施し、不適切な保育や虐待等の早期発見及び未然防止に努めます。また、虐待や不適切な保育に係る相談窓口の普及・啓発を行うことで、虐待等が疑われる事案を速やかに把握するよう努めます。

（４）土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中の保育の実施・充実

共働き世帯やひとり親世帯の増加、働き方の多様化等により、土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中の保育ニーズも高くなっています。

現在、保育所等では日曜日の保育は行っておらず、幼稚園では原則として土曜日・日曜日・長期休暇中の保育を行っていません。特に日曜保育については、平日と比較して利用希望者が少なく、基準上も実施が必須ではないこともあり、現在の体制では実施が困難です。

今後は、幼稚園については長期休暇中の保育の実施を行い、保育所等については日曜保育の実施について実施の可否を含めて検討を行っていくこととします。

（５）保育内容の充実、付加的プログラム

区民ニーズ調査の結果では、「保育園等における保育サービスで特に充実してほしいと思うもの」として、「通常の保育時間内の保育内容の充実（園外保育等のイベント、体操、英語等の付加的プログラムの実施）」と回答された方も多く見られました。

付加的保育を効果的に実施することで、子どもの健やかな成長や心身の発達を促す効果が期待されます。今後は、既存の保育内容に加えて様々なプログラムが実施できるよう検討していきます。

（６）一時（いっとき）預かりと病児保育の充実

本区では、保育園・こども園などの一時保育のほかに、児童館等の一時（いっとき）預かり保育、拡大型一時（いっとき）預かり保育も行っており、保護者のリフレッシュや、通院、学校行事、講習会などで出かけたいときに利用することができます。今後も、適正な需給バランスに留意しながら現在の確保体制を維持していきます。新規に事業を実施したい意向がある事業者については、教育・保育の需給バランス等を勘案し、ニーズに応じて事業を実施していくこととします。

また、本区は、これまで病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かる病後児保育を区立保育園等において実施してきました。しかし、病気の回復期に至らず、集団保育を受けることが困難な乳幼児を保育する病児保育については、区民ニーズ調査の結果でも最も多くなっています。こうした状況を踏まえて、安心して働ける環境づくりを行うため、令和６年４月より、病児保育を行う施設を区としてはじめて開設しました。病児・病後児保育については、今後も事業の拡充に向けて、訪問型などの様々な実施形態を検討し、取組みを進めていく必要があります。

（７）こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度の本格実施に向けて、保育所等の機能拡充を図ります。就労要件に関わらず、これまで保育所等を利用することができなかった子どもについても支援を強化することで、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な教育・保育環境の整備を図ります。様々な実施方式・運用方法を検討し、子どものより良い成長の観点から、最適な方法となるよう努めます。

3 今後の保育施設整備の方向性について

保育施設整備についてはこれまで待機児童対策として急ピッチで進めてきたところですが、就学前児童数の推移傾向に変化が見られ需給バランスも変わってきたことから、現在では整備は立ち止まっている状況です。今後は、就学前児童数の推移や入園申込者数、留保者数（待機児童ではないが希望園への入園が叶わず待ち状態の児童）等も見ながら、整備については慎重に判断していきます。

認可保育園や認定こども園、家庭的保育事業等、認証保育所については、需給バランスに留意しつつ運営を行っていきます。特に区有地を活用した保育施設については、保育の安定的な供給の必要性から、需給バランスを踏まえた運営の判断はより慎重に行うこととします。また、保育所運営に関する保育事業者の意向については定期的に確認し、閉所する場合には、児童や保護者に与える影響をなるべく抑えるため、十分な期間を設けるよう事業者と協議していきます。

また、区内には様々な保育施設がありますが、閉所する保育施設も出てきているため、必要に応じて、区独自施策として行っている運営費や利用料の補助等については保育ニーズに見合った内容に見直すとともに、区独自に補助を行っている認可外保育施設については家庭的保育事業等や認可保育園、認証保育所への移行について検討する等、補助金等のあり方を見直していきます。

さらに、下表のとおり、区立小学校の通学区域である8区域ごとの児童数に対する定員と空き状況を整理したところ、空き状況は区域によって偏りが見られることが分かりました。定員比率が高い区域で空き比率が必ずしも高いわけではなく、空き状況については複数の要因が影響していると考えられます。今後、保育施設の移転や新規整備の際には、地域の保育ニーズに応じた施設の配置となるよう留意し、空き比率と定員比率を参考にしたうえで、空きが少なくかつ比較的施設整備が進んでいない区域に整備するよう努めます。

■ 各小学校区域別の児童数と定員比率（R6.3.1 時点）

<区域別全歳児合計 定員比率>

区域	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
麹町	600	355	293	62	17%	59%
九段	559	178	147	31	17%	32%
番町	403	383	343	40	10%	95%
富士見	570	447	415	32	7%	78%
お茶の水	507	309	215	94	30%	61%
千代田	462	391	302	89	23%	85%
昌平	359	443	357	86	19%	123%
和泉	552	249	220	29	12%	45%
合計	4,012	2,755	2,292	463	17%	69%

※「在園児数」は各区域内にある施設に在籍している園児数（必ずしも区域内在住児童が通っているわけではない）

※「空き比率」は「認可定員」に対する「空き数」をあらわす

※「定員比率」は「児童数」に対する「認可定員」をあらわす

■ 各小学校区域別各歳別の児童数と定員比率（R6.3.1 時点）

<区域別各歳児別 定員比率>

1. 麹町区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	156	58	54	4	7%	37%
1 歳児	74	75	60	15	20%	101%
2 歳児	79	67	54	13	19%	85%
3 歳児	88	54	46	8	15%	61%
4 歳児	92	51	36	15	29%	55%
5 歳児	111	50	43	7	14%	45%

2. 九段区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	123	23	23	0	0%	19%
1 歳児	70	32	30	2	6%	46%
2 歳児	70	35	34	1	3%	50%
3 歳児	102	31	19	12	39%	30%
4 歳児	82	30	22	8	27%	37%
5 歳児	112	27	19	8	30%	24%

3. 番町区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	93	45	45	0	0%	48%
1 歳児	60	59	59	0	0%	98%
2 歳児	59	64	54	10	16%	108%
3 歳児	57	71	62	9	13%	125%
4 歳児	71	72	57	15	21%	101%
5 歳児	63	72	66	6	8%	114%

4. 富士見区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	147	56	50	6	11%	38%
1 歳児	74	73	71	2	3%	99%
2 歳児	76	79	75	4	5%	104%
3 歳児	76	81	71	10	12%	107%
4 歳児	104	82	72	10	12%	79%
5 歳児	93	76	76	0	0%	82%

5. お茶の水区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	159	36	36	0	0%	23%
1 歳児	64	49	35	14	29%	77%
2 歳児	64	56	39	17	30%	88%
3 歳児	74	56	31	25	45%	76%
4 歳児	59	56	35	21	38%	95%
5 歳児	87	56	39	17	30%	64%

6. 千代田区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	154	60	49	11	18%	39%
1 歳児	71	75	60	15	20%	106%
2 歳児	62	74	60	14	19%	119%
3 歳児	67	63	51	12	19%	94%
4 歳児	64	65	36	29	45%	102%
5 歳児	44	54	46	8	15%	123%

7. 昌平区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	99	46	46	0	0%	46%
1 歳児	60	78	74	4	5%	130%
2 歳児	47	83	69	14	17%	177%
3 歳児	58	77	62	15	19%	133%
4 歳児	46	79	57	22	28%	172%
5 歳児	49	80	49	31	39%	163%

8. 和泉区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	167	30	26	4	13%	18%
1 歳児	84	40	40	0	0%	48%
2 歳児	79	44	44	0	0%	56%
3 歳児	71	49	42	7	14%	69%
4 歳児	72	47	39	8	17%	65%
5 歳児	79	39	29	10	26%	49%

第 6 章

計画の推進にあたって

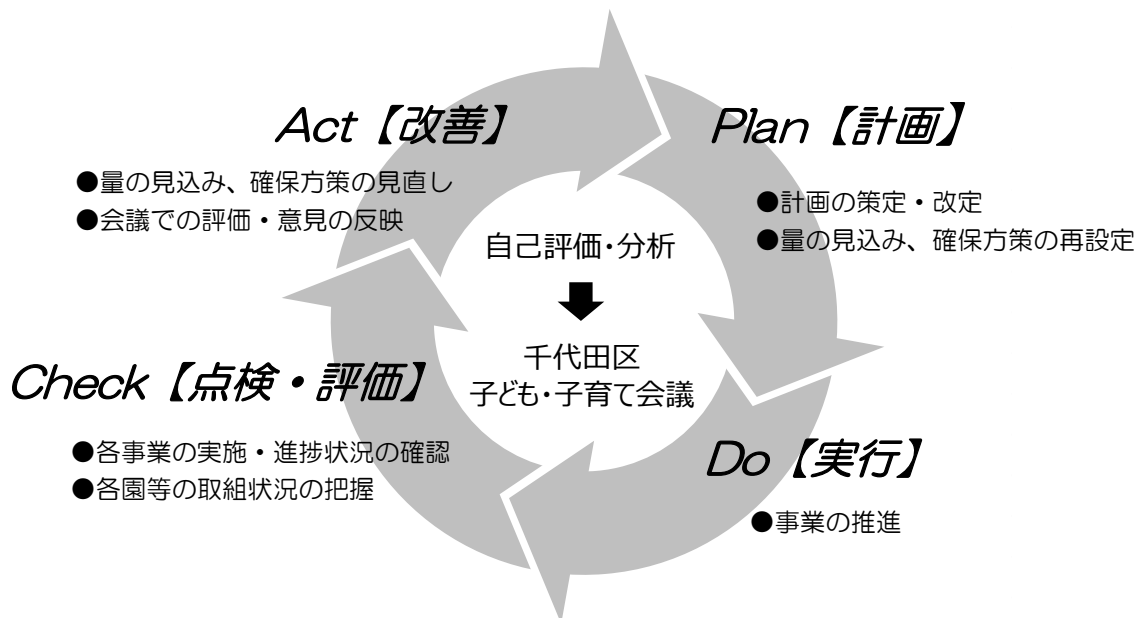
I 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に位置づけられた各取り組みや事業については、国の基本指針に従い、年度ごとにPDCAサイクルを基本とした点検・評価を実施していきます。

また、点検・評価の結果が、より実効性の高い施策展開につなげられるよう、実績や効果等について自己評価を行うとともに、この自己評価に対して「千代田区子ども・子育て会議」における学識経験者等の知見を活用し、第三者の視点から評価を行っていきます。

点検・評価の結果は、その後の施策展開に反映するとともに、議会への報告及び広く区民への公表を行い、行政の透明化を図っていきます。

■計画の点検・評価の方法（PDCAサイクルの考え方）



2 計画の推進体制

本計画は、教育委員会だけでなく、庁内関係部署との連携を強化し協力して推進していきます。また、子どもの育成や子育て世帯に対する支援は、園・学校のみならず、家庭、地域の総合力を発揮することが重要であり、区民や地域団体等、多様な主体との連携・協力が欠かせません。そのため、これら多くの関係者との連携・協力の下、子どもの育成や子育て世帯を、まち全体で支える仕組みづくりを進めていきます。

資料編

千代田区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 18 日条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、千代田区（以下「区」という。）に千代田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、別に定めるものを除き、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務

(2) その他子ども・子育て支援に関する事務で千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認めるもの

(組織)

第 4 条 子育て会議は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 8 条 子育て会議の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(部会の設置)

第 9 条 子育て会議に、部会を設置することができる。

2 部会を設置する場合においては、子育て会議において部会長その他の部会の構成を定めなければならない。

(意見の聴取)

第 10 条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 11 条 子育て会議の庶務は、区教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後初めて区長が委嘱し、又は任命する委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(会議の招集の特例)

3 会長が選任されるまでの間における子育て会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、区長が招集する。

附 則（令和 5 年 3 月 14 日条例第 6 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和6年度 千代田区子ども・子育て会議 委員名簿

No.		氏 名	役 職
1	学識経験者（会長）	大日向 雅美	恵泉女学園大学学長
2	企業、経済団体等 関係者（副会長）	舟橋 千鶴子	東京商工会議所千代田支部 情報産業分科会副分科会長
3	労働者代表	戸塚 寛之	連合千代田地区協議会幹事
4	関係団体区民	岩本 亜希子	青少年委員
5	関係団体区民	水野 智佳子	主任児童委員
6	保育事業者	長岡 慎吾	グローバルキッズ飯田橋こども園施設長
7	社会福祉協議会	川野 圭一	在宅サポート課 在宅サポート係長
8	発達支援事業者	山崎 佳生子	子ども発達センター「さくらキッズ」サービス 提供責任者
9	子どもの保護者	松井 正寛	保育園保護者
10	公募委員	松本 光代	区民（公募委員）
11	公募委員	大串 博康	区民（公募委員）
12	行政	小川 賢太郎	子ども部長
13	行政	加藤 伸昭	子ども総務課長
14	行政	湯浅 誠	子ども支援課長
15	行政	吉田 啓司	児童・家庭支援センター所長
16	行政	上原 史士	指導課長
17	行政	千野 俊	保健サービス課長

（敬称略）

3 計画策定の経緯

時 期	内 容
令和6年 1月～2月	子育て支援に関する区民ニーズ調査の実施
8月5日	第1回千代田区子ども・子育て会議 ○第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込みと確保方策について
令和7年 1月30日	第2回千代田区子ども・子育て会議 ○第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画の素案について
2月20日～ 3月7日	パブリックコメントの実施
3月●日	第3回千代田区子ども・子育て会議 ○パブリックコメントの結果について ○第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画の策定について

第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画（素案）

発行 令和7年3月

千代田区教育委員会事務局 子ども部子育て推進課

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号

電話 （03）5211—3653